

村 田 町  
第 7 期障がい福祉計画  
第 3 期障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月

村 田 町

# 目 次

<b>第1章 計画の概要</b>	
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画とは	4
3 計画の位置づけと期間	5
<b>第2章 障がいのある人を取り巻く状況</b>	
1 人口の状況	8
2 障がいのある人の状況	9
3 障がいのある人を取り巻く現況と課題	16
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	
1 基本理念	48
2 基本方針	49
3 障がい福祉計画・障がい児福祉計画にかかる基本指針	52
<b>第4章 第7期障がい福祉計画</b>	
1 障がい福祉計画の成果目標	60
2 指定障がい福祉サービス・指定地域相談支援	69
3 地域生活支援事業	78
<b>第5章 第3期障がい児福祉計画</b>	
1 障がい児福祉計画の成果目標	86
2 障がい児支援	88
<b>第6章 計画の推進体制</b>	
1 町民参加の促進	94
2 関係機関との連携の向上	94
3 庁内の推進体制	94
4 計画の進捗管理	94
<b>用語解説</b>	96

本町では、すべての人が「障がい」の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重する社会形成に向けての行動に少しでも結びついていくことを目的に、一般的に否定的なイメージがある「害」の漢字を、法律や固有名詞として使用する場合を除いて「ひらがな」で表記します。

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉にかかるニーズはますます複雑化・多様化しており、すべての障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法という。）」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮が示されました。その後も障がい者にかかる法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいのある人は必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向が定められました。

本町では、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「村田町障がい者計画」（令和3年度から令和8年度）に掲げた基本理念である「健康でいきがいを持って暮らせるまちづくり」の将来像に向け、「第6期村田町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（令和3年度から令和5年度）を策定し、地域において必要な障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障がい児通所支援等の各種サービスにかかる提供体制の確保・充実や支援体制の整備に努めています。

現行の計画が本年度で終期を迎えることから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号による改正後）に即し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」第88条及び児童福祉法第33条の20の定めにより、障がい者を取り巻く環境の変化や法令改正等を踏まえ「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（令和6年度から令和8年度）を策定するものです。

## ■第6期障がい福祉計画策定以降（R3～）の障がい福祉関係法等の動向

### ① 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（R3.9）

医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置促進

### ② 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行（R4.5）

障がい者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務や基本的施策の提示

### ③ こども家庭庁設置法等の成立（R5.4 施行）

障がいのある児童に対する施策が厚生労働省からこども家庭庁に移管

### ④ 障害者総合支援法等の一部改正（R6.4 施行予定）

施設入所者の削減と地域移行に向けた取組の一層の推進、グループホームへの重度障がい者の受入と軽度障がい者の地域移行、地域生活拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度障がい者のニーズ把握と支援体制の整備

### ⑤ 児童福祉法の改正（R6.4 施行予定）

障がい児入所支援の22歳までの入所継続可能、児童発達支援センターの類型一元化、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

### ⑥ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正（R6.4 施行予定）

努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が法改正により義務化

## 2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画とは

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条及び「児童福祉法」第33条の20に基づき、国が示す基本指針に即して、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供量を見込み、その確保のための方策などを定めるものです。現行の「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間となっており、令和6年度以降も引き続き障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の計画的な確保を進めるため、「村田町障がい者計画」及びその他の上位計画との整合を取りながら、次期計画となる「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定します。

### ■第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画にかかる国の基本指針改正の概要

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障がい者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障がい者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障がい福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障がい福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障がい者による情報の取得利用・意志疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

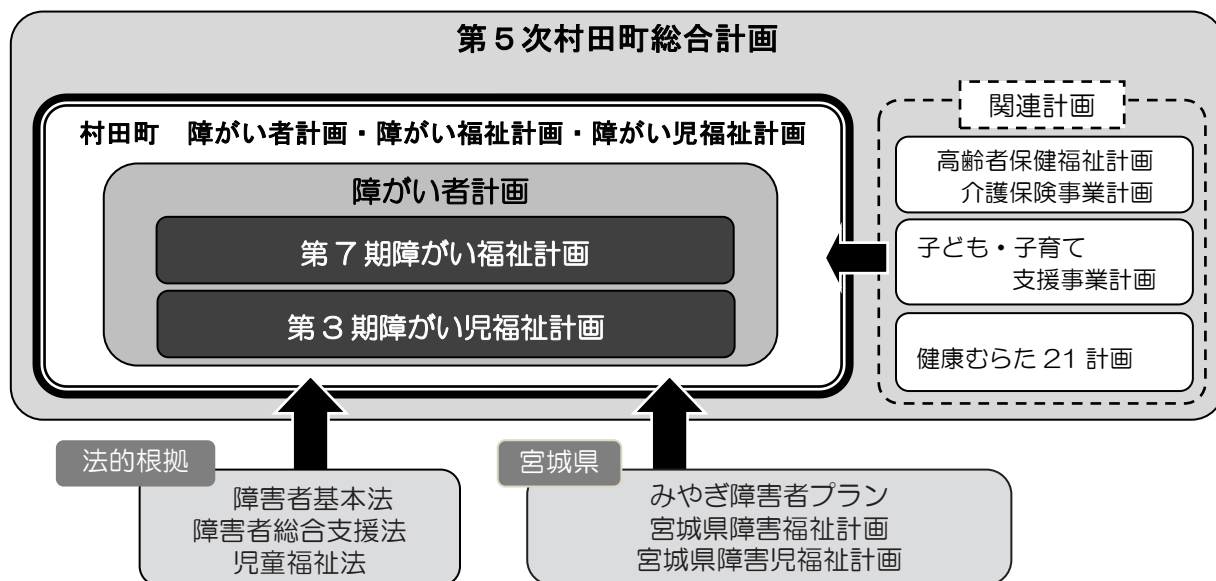
### 3 計画の位置づけと期間

#### (1) 計画の位置づけ

○本計画の上位計画となる「村田町障がい者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第3項の規定による「市町村障がい者計画」として、本町における障がい者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。また、本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」及び宮城県の「みやぎ障害者プラン」、本町の「第5次村田町総合計画」を上位計画とし、本町の他の関連計画との整合性を踏まえ策定しています。なお、施策の変更などに応じて、計画の見直しを行っていきます。

○「第7期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障がい福祉計画」として、障がい福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策などを定める計画です。

○「第3期障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、障がい児福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策などを定める計画です。



#### (2) 計画の期間

本町における計画期間は、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」とも、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

## 第2章 障がいのある人を取り巻く状況



# 1 人口の状況

## (1) 人口の推移

人口の推移と推計をみると、平成30年度から令和5年度にかけて減少傾向にあり、今後も減少していくことが予測されます。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば令和12年には9,053人まで減少すると予測されています。

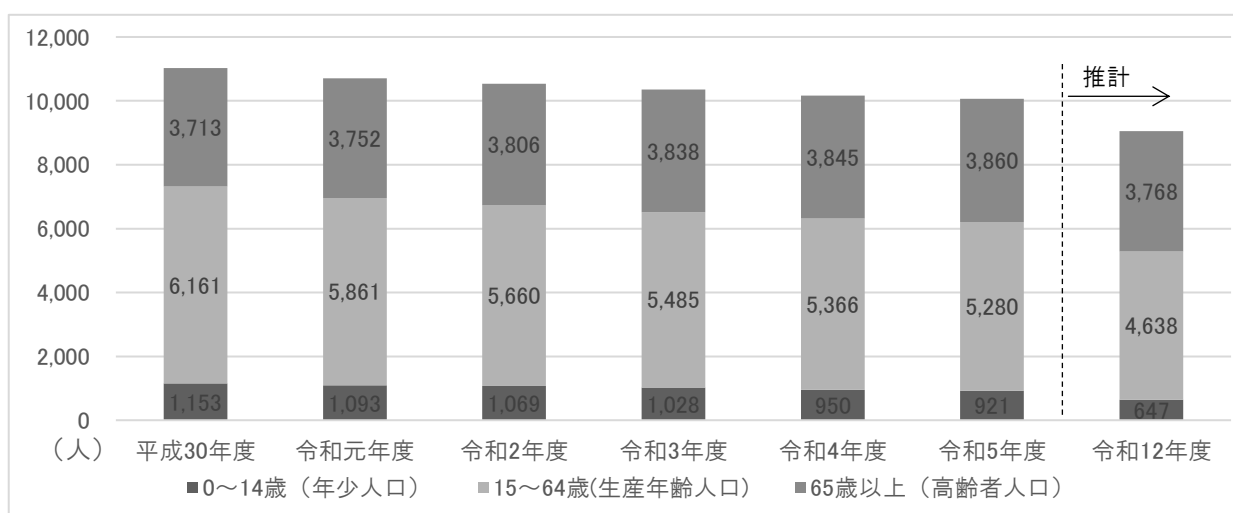
年齢3区分別人口の推移と推計をみると、平成30年度から令和5年度にかけて0歳から14歳、15歳から64歳人口は減少、65歳以上人口は増加傾向が続いており、将来推計をみると、今後もその傾向が顕著になると予測されます。

高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は上昇傾向が続き、令和5年度には38.4%となり、平成30年度以降、町民の1/3以上が高齢者となっています。

### ■人口の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度
0～14歳 (年少人口)	1,153	1,093	1,069	1,028	950	921	647
15～64歳 (生産年齢人口)	6,161	5,861	5,660	5,485	5,366	5,280	4,638
65歳以上 (高齢者人口)	3,713	3,752	3,806	3,838	3,845	3,860	3,768
総人口	11,027	10,706	10,535	10,351	10,161	10,061	9,053
少子化率	10.5%	10.2%	10.2%	9.9%	9.4%	9.2%	7.2%
高齢化率	33.7%	35.0%	36.1%	37.1%	37.8%	38.4%	41.6%



資料：住民基本台帳（各年度末現在・R5年度はR6.1月1日現在）  
推計値は国立社会保障・人口問題研究所による（現在推計10月1日）

## 2 障がいのある人の状況

### (1) 障害者手帳所持者数の推移

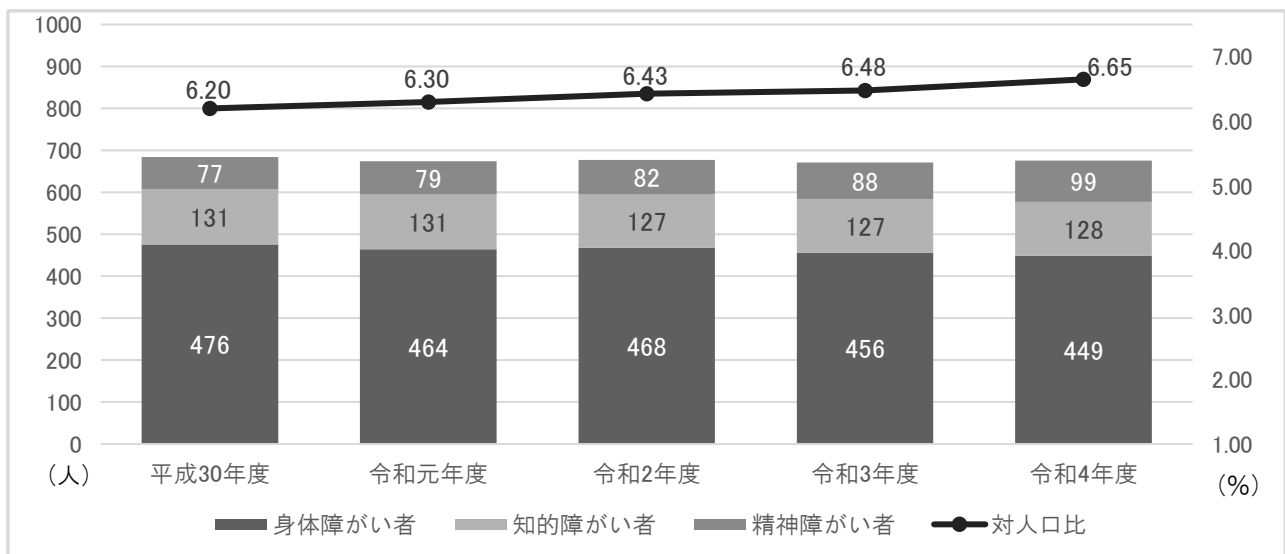
本町における障害者手帳所持者の推移では、障害者手帳所持者全体で平成 30 年度の 684 人から令和 4 年度の 676 人へと減少傾向にあります。対して総人口に対する比率は、令和 4 年度においては、6.65%で増加傾向となっています。

障がい種別の手帳所持者の構成では、身体障害者手帳所持者が最も多く、平成 30 年度の 476 人（69.6%）から令和 4 年度の 449 人（66.4%）と推移しており、構成比においては減少傾向で推移しています。療育手帳所持者では平成 30 年度の 131 人（19.1%）から令和 4 年度の 128 人（19.0%）、構成比では 0.1%減少で推移しています。精神障害者保健福祉手帳所持者では平成 30 年度の 77 人（11.3%）から令和 4 年度の 99 人（14.6%）と増加しており、構成比では 3.3 ポイントの増加で推移しています。

#### ■障害者手帳所持者数の推移

単位：人、%

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
身体障がい者 （身体障害者手帳所持者）	476 69.6	464 68.9	468 69.1	456 68.0	449 66.4
知的障がい者 （療育手帳所持者）	131 19.1	131 19.4	127 18.8	127 18.9	128 19.0
精神障がい者 （精神障害者保健福祉手帳所持者）	77 11.3	79 11.7	82 12.1	88 13.1	99 14.6
手帳所持者合計	684	674	677	671	676
対人口比	6.20	6.30	6.43	6.48	6.65



資料：村田町健康福祉課（各年度末現在）

## (2) 身体障害者手帳所持者の等級別状況

身体障害者手帳所持者の等級別状況では、平成30年度で1級が141人(29.6%)と最も多く、2級が62人(13.0%)、3級が90人(18.9%)、4級が112人(23.6%)などとなっています。令和4年度では、1級が112人(25.0%)、2級が58人(12.9%)、3級が81人(18.0%)、4級が124人(27.6%)などとなっています。

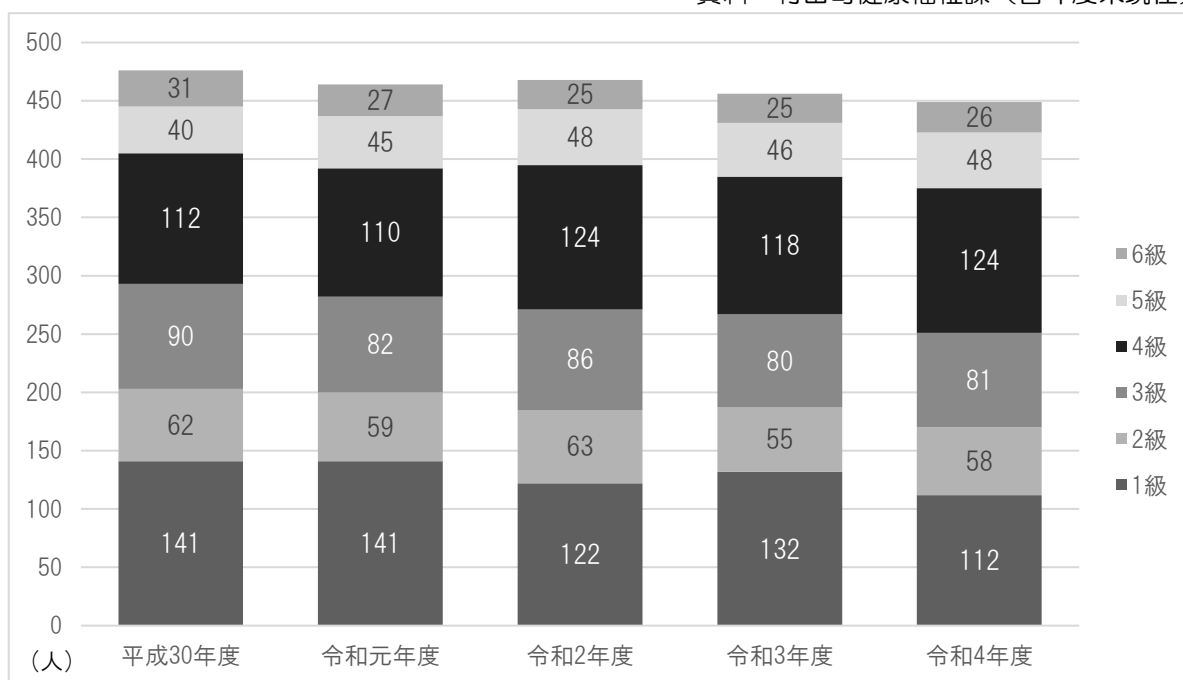
平成30年度と比較すると、1級から3級の割合が減少し、4級の割合が伸びています。

### ■等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人、%

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	141	141	122	132	112
	29.6	30.4	26.1	28.9	25.0
2級	62	59	63	55	58
	13.0	12.7	13.5	12.1	12.9
3級	90	82	86	80	81
	18.9	17.7	18.4	17.5	18.0
4級	112	110	124	118	124
	23.6	23.7	26.5	25.9	27.6
5級	40	45	48	46	48
	8.4	9.7	10.2	10.1	10.7
6級	31	27	25	25	26
	6.5	5.8	5.3	5.5	5.8
合計	476	464	468	456	449

資料：村田町健康福祉課（各年度末現在）



資料：村田町健康福祉課（各年度末現在）

### (3) 身体障害者手帳所持者の障がい別状況

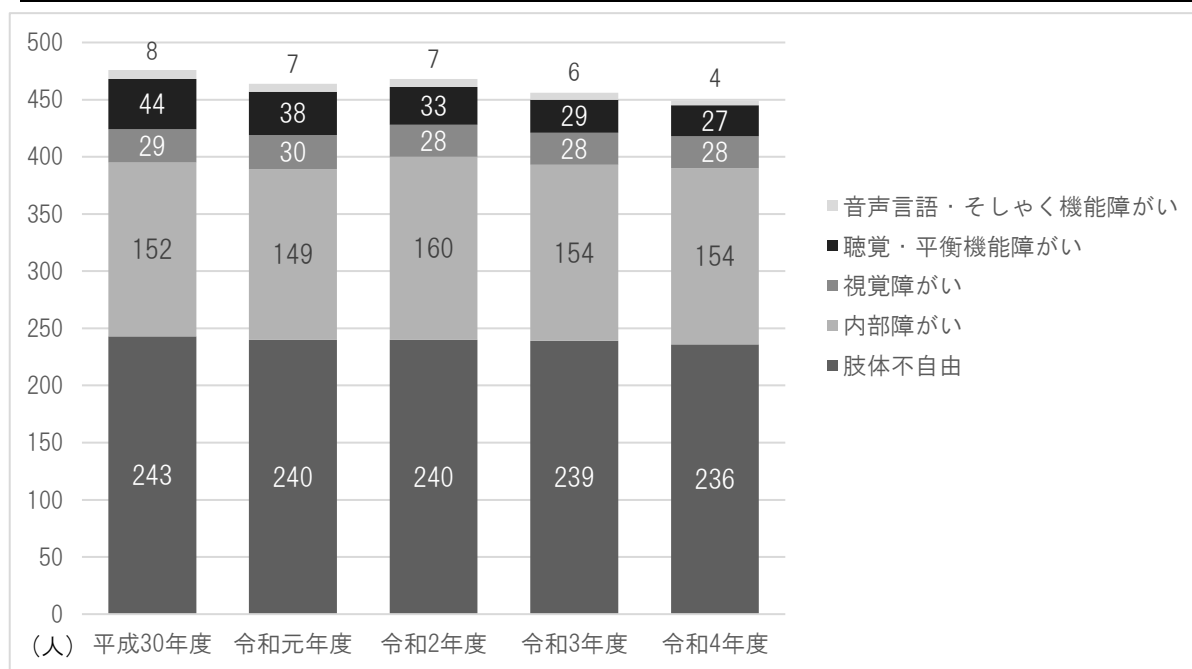
身体障害者手帳所持者の障がい別状況では、令和4年度では肢体不自由が最も多く半数以上を占める236人(52.6%)、次いで内部障がい154人(34.3%)、視覚障がい28人(6.2%)、聴覚・平衡機能障がい27人(6.0%)などとなっています。

障がい別に平成30年度と比較してみると、肢体不自由が1.5ポイントの増加、内部障がい2.4ポイントの増加、視覚障がい0.1ポイントの増加、聴覚・平衡機能障がい3.2ポイントの減少となっています。

#### ■障がい別の身体障がい者数の推移

単位：人、%

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肢体不自由	243	240	240	239	236
	51.1	51.7	51.3	52.4	52.6
内部障がい	152	149	160	154	154
	31.9	32.1	34.2	33.8	34.3
視覚障がい	29	30	28	28	28
	6.1	6.5	6.0	6.1	6.2
聴覚・平衡機能障がい	44	38	33	29	27
	9.2	8.2	7.0	6.4	6.0
音声言語・そしゃく機能障がい	8	7	7	6	4
	1.7	1.5	1.5	1.3	0.9
合計	476	464	468	456	449



資料：村田町健康福祉課（各年度末現在）

■令和4年度末の年齢区分による障がい別の身体障がい者数の状況

単位：人

		肢体不自由	内部障がい	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声言語・ そしゃく機 能障がい
1級	18歳未満	4	0	0	0	0
	18歳以上	12	83	13	0	0
	計	16	83	13	0	0
2級	18歳未満	1	0	0	0	0
	18歳以上	40	1	9	7	0
	計	41	1	9	7	0
3級	18歳未満	1	0	0	0	0
	18歳以上	46	23	2	6	3
	計	47	23	2	6	3
4級	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳以上	69	47	3	4	1
	計	69	47	3	4	1
5級	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳以上	47	0	1	0	0
	計	47	0	1	0	0
6級	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳以上	16	0	0	10	0
	計	16	0	0	10	0
計	18歳未満	6	0	0	0	0
	18歳以上	230	154	28	27	4
	計	236	154	28	27	4

資料：村田町健康福祉課（令和4年度末現在）

#### (4) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者の等級別状況では、令和4年度で療育手帳Aが54人(42.2%)、療育手帳Bが74人(57.8%)となっています。

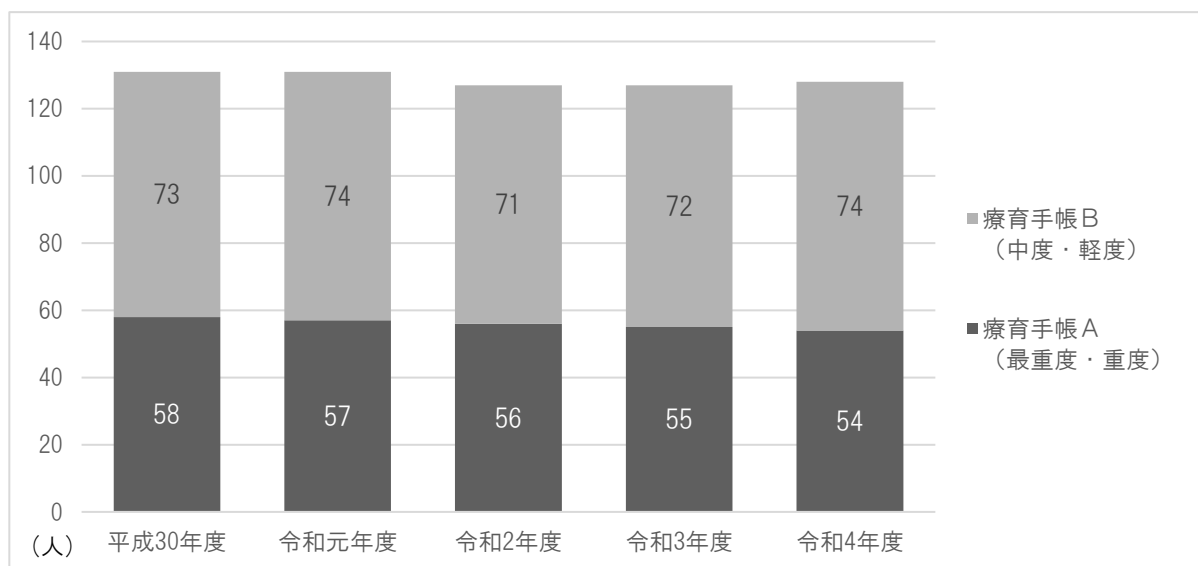
平成30年度と比較してみると、療育手帳Aが2.1ポイントの減少で、療育手帳Bが2.1ポイントの増加となっています。

#### ■ 程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人、%

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
療育手帳A (最重度・重度)	58	57	56	55	54
	44.3	43.5	44.1	43.3	42.2
療育手帳B (中度・軽度)	73	74	71	72	74
	55.7	56.5	55.9	56.7	57.8
合計	131	131	127	127	128

資料：村田町健康福祉課（各年度末現在）



### (5) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障がい者の等級別状況では、令和4年度で1級が14人(14.1%)、2級が54人(54.6%)、3級が31人(31.3%)となっています。

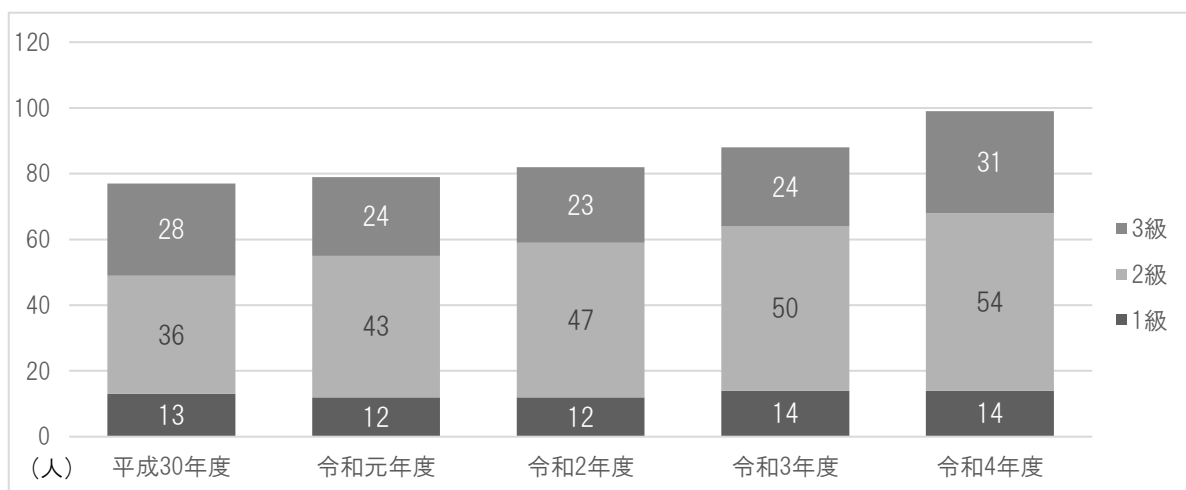
平成30年度と比較してみると、1級が2.8ポイントの減少、2級が7.9ポイントの増加、3級が5.1ポイントの減少となっています。手帳の取得者は年々増加傾向にあります。

#### ■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人、%

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	13	12	12	14	14
	16.9	15.2	14.7	15.9	14.1
2級	36	43	47	50	54
	46.7	54.4	57.3	56.8	54.6
3級	28	24	23	24	31
	36.4	30.4	28.0	27.3	31.3
合計	77	79	82	88	99

資料：村田町健康福祉課（各年度末現在）



また、精神障がい者による自立支援医療（精神通院）受給者の推移では、令和4年度が188人となっており、平成30年度と比較してみると13人減少している状況にあります。

#### ■精神通院受給者数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援医療（精神通院） 受給者数	201	166	166	176	188

資料：村田町健康福祉課（各年度末現在）

## (6) 難病等のある人の状況

原因不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち 338 疾病は指定難病として医療費助成の対象となっています。また、小児の慢性疾患については、845 疾病（16 疾患群）が医療費助成の対象となっています。

本町における特定疾患医療受給者数は令和 2 年度まではほぼ横ばいでしたが、令和 4 年度末では 92 人となっています。

小児慢性特定疾病医療受給者数は増減を繰り返し、令和 4 年度末では 10 人となっています。

単位：人

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
特定疾患 医療	仙南圏域	1,327	1,403	1,503	1,428	1,424
	村田町	107	107	108	102	92
小児慢性 特定疾病医療	仙南圏域	146	154	170	149	145
	村田町	10	13	8	11	10

資料：仙南保健福祉事務所（各年度末現在）



### 3 障がいのある人を取り巻く現況と課題

#### (1) 指定障がい福祉サービス・指定地域相談支援の利用状況

##### ①訪問系サービス

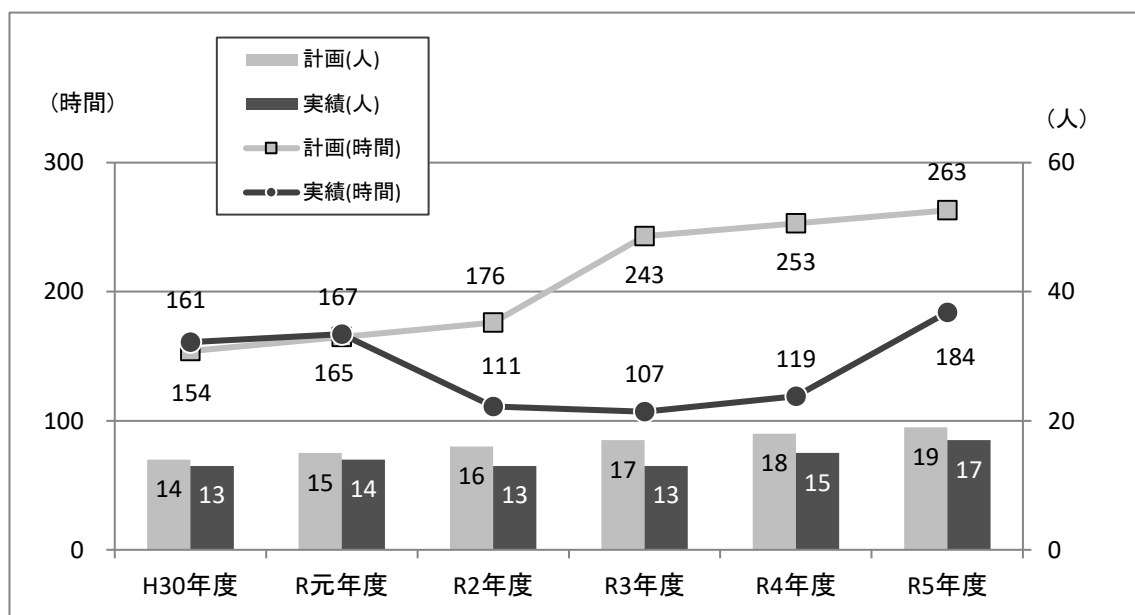
サービス名	サービス内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。また、通院時に介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者などで常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動時の援護などを行います。
行動援護	知的・精神障がいにより行動が著しく困難な人に、行動するときの危険を回避するために必要な援護や外出支援などを行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人に居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

訪問系サービスの利用状況において計画値に対し実績値をみると、令和2年度以降実績値が計画値を下回っています。

サービス名	単位	期	第5期			第6期		
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護・重度訪問介護 同行援護・行動援護 重度障がい者等包括支援	延時間/月	計画値	154	165	176	243	253	263
		実績値	161	167	111	107	119	184
	実人/月	計画値	14	15	16	17	18	19
		実績値	13	14	13	13	15	17

※令和5年度は見込み値となっています。

#### ■訪問系サービス



## ②日中活動系サービス

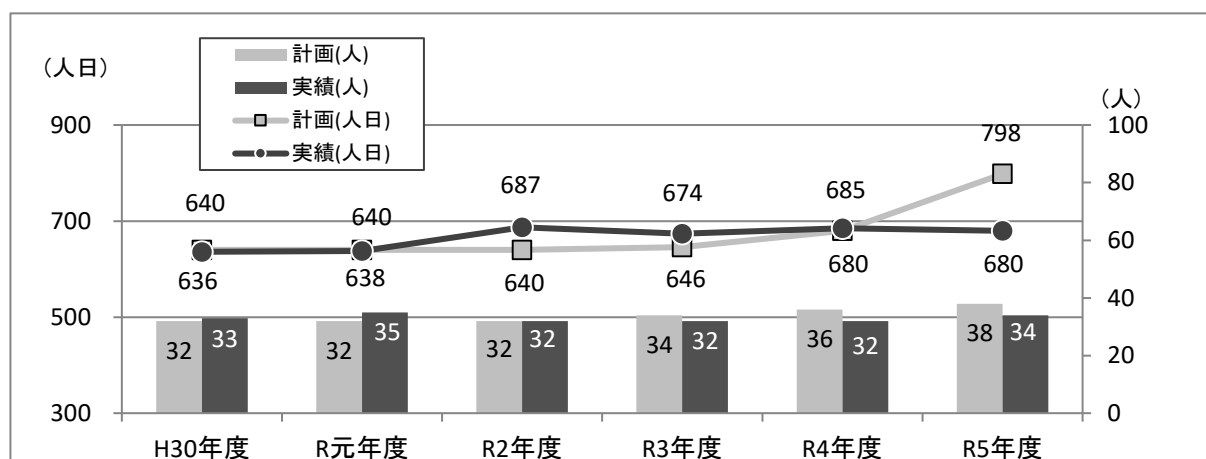
サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、障がい者支援施設等にて昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体に障がいがある人を対象に、一定期間身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的・精神障がいがある人を対象に、一定期間生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する65歳未満の人で、一般企業などに雇用されることが可能と見込まれる人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A型（雇用型）	一般企業での就労が困難な人で、雇用契約に基づく継続的な就労が可能な65歳未満の人に対し、就労・生産活動の場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B型（非雇用型）	一般企業などでの雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人に対し、就労・生産活動の場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、企業や関係機関との連絡調整や課題解決の支援などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所（福祉型・医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

## ■生活介護

サービス名	単位	期	第5期			第6期		
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	延人日/月	計画値	640	640	640	646	680	798
		実績値	636	638	687	674	685	680
	実人/月	計画値	32	32	32	34	36	38
		実績値	33	35	32	32	32	34

※令和5年度は見込み値となっています。

生活介護は、年度によって増減がありますが、概ね計画値に沿った状況となっています。



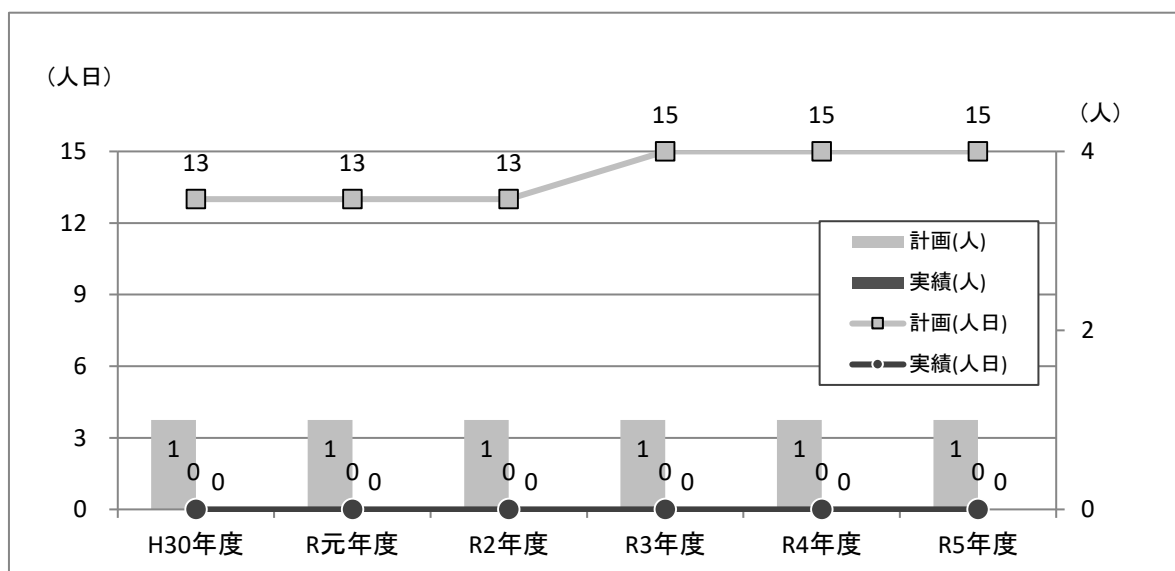
■ 自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）

サービス名	単位	期 年度	第5期			第6期		
			平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
自立訓練（機能訓練）	延人日/月	計画値	13	13	13	15	15	15
		実績値	0	0	0	0	0	0
	実人/月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	延人日/月	計画値	39	39	39	15	30	30
		実績値	39	0	0	0	0	20
	実人/月	計画値	3	3	3	1	2	2
		実績値	3	0	0	0	0	1

※令和5年度は見込み値となっています。

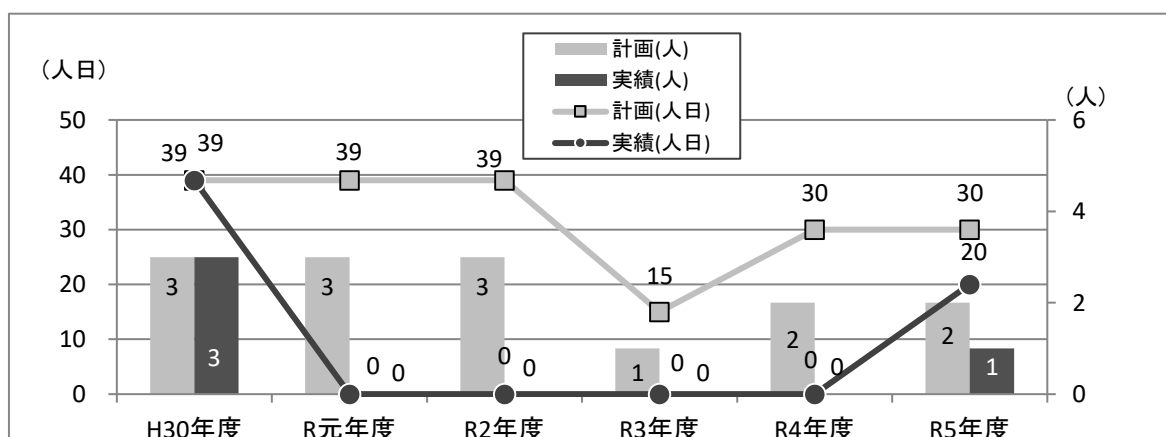
○ 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）は、平成30年度以降は実績がありませんでした。



○ 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）は、平成30年度は計画値どおりの利用実績がありました。令和元年度から令和4年度までは利用実績がありませんでした。

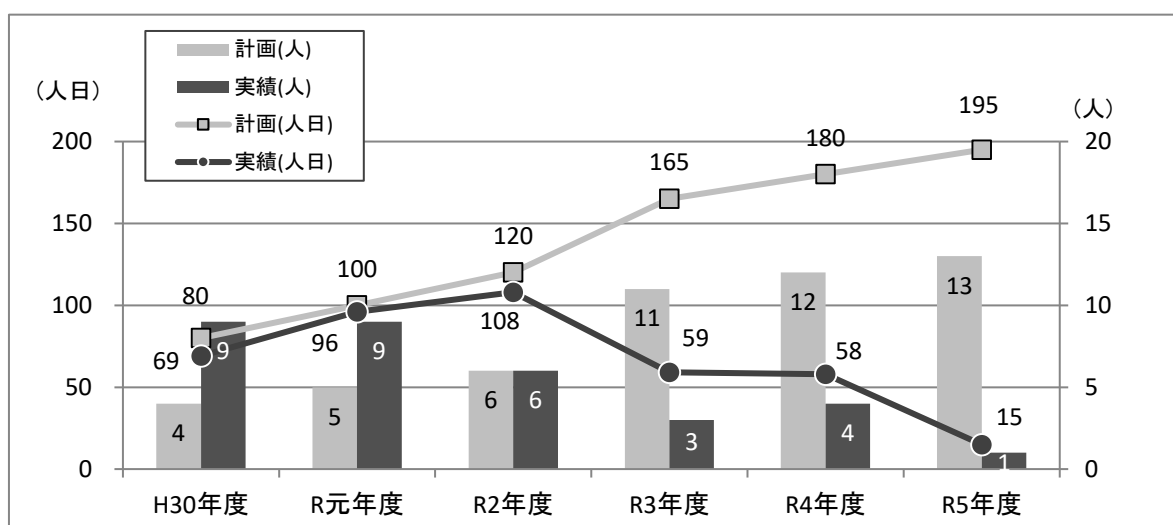


## ■就労移行支援

サービス名	単位	期	第5期			第6期		
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	延人日/月	計画値	80	100	120	165	180	195
		実績値	69	96	108	59	58	15
	実人/月	計画値	4	5	6	11	12	13
		実績値	9	9	6	3	4	1

※令和5年度は見込み値となっています。

就労移行支援は、延利用日数、利用者数ともに令和3年度以降実績値が計画値を大きく下回る状況となっています。



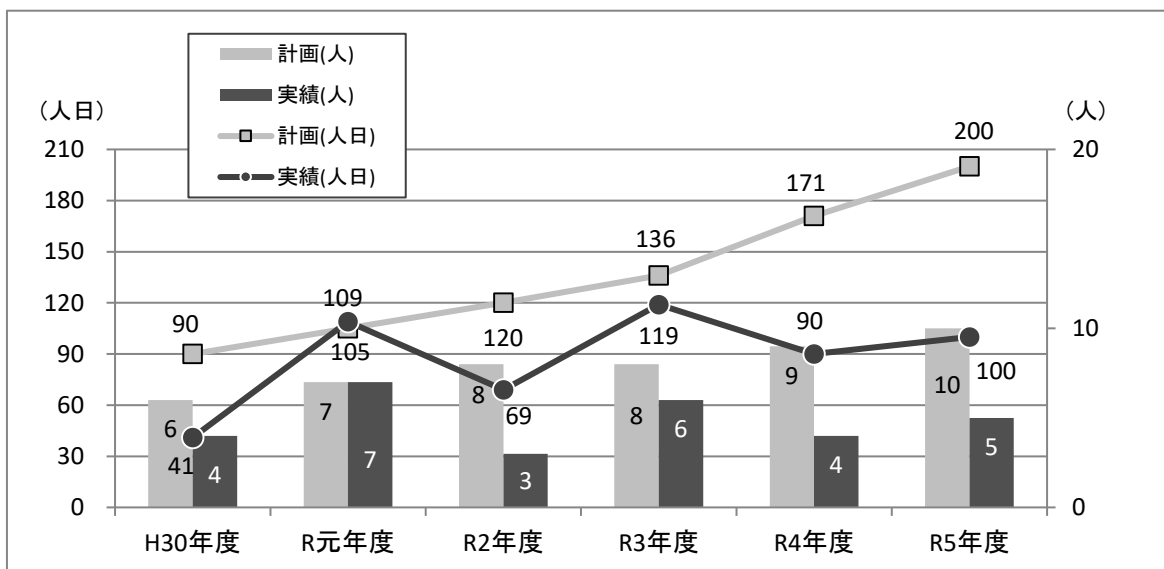
■就労継続支援 A型（雇用型）・就労継続支援 B型（非雇用型）

サービス名	単位	期 年度	第5期			第6期		
			平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
就労継続支援 A型	延人日/月	計画値	90	105	120	136	171	200
		実績値	41	109	69	119	90	100
	実人/月	計画値	6	7	8	8	9	10
		実績値	4	7	3	6	4	5
就労継続支援 B型	延人日/月	計画値	615	630	645	720	784	850
		実績値	678	672	715	666	788	785
	実人/月	計画値	41	42	43	48	49	50
		実績値	42	44	39	42	47	49

※令和5年度は見込み値となっています。

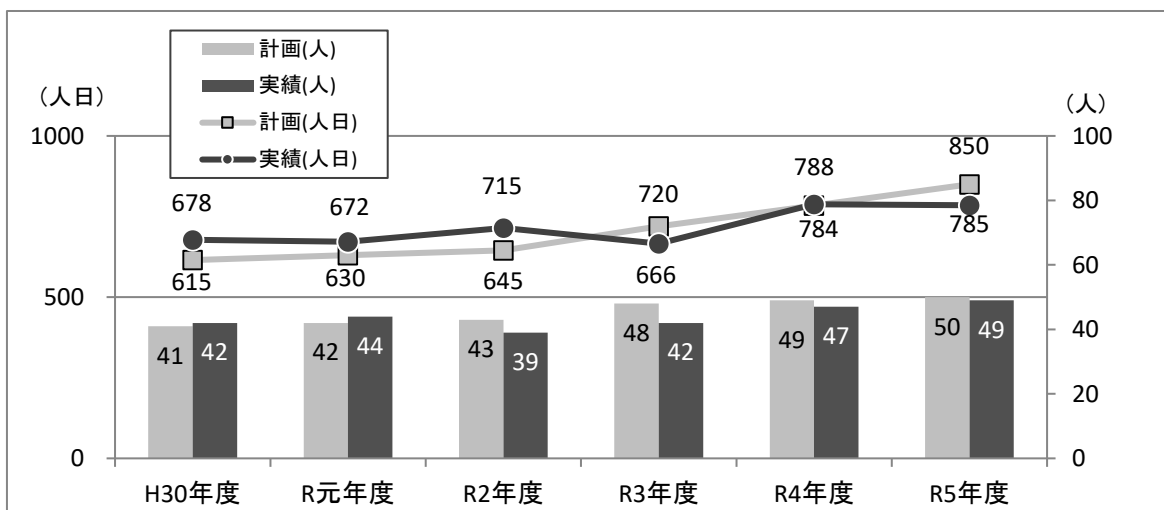
○就労継続支援 A型（雇用型）

就労継続支援A型（雇用型）は、令和元年度を除き実績値が計画値を下回っています。



○就労継続支援 B型（非雇用型）

就労継続支援B型（非雇用型）は、概ね計画値に沿った状況となっています。

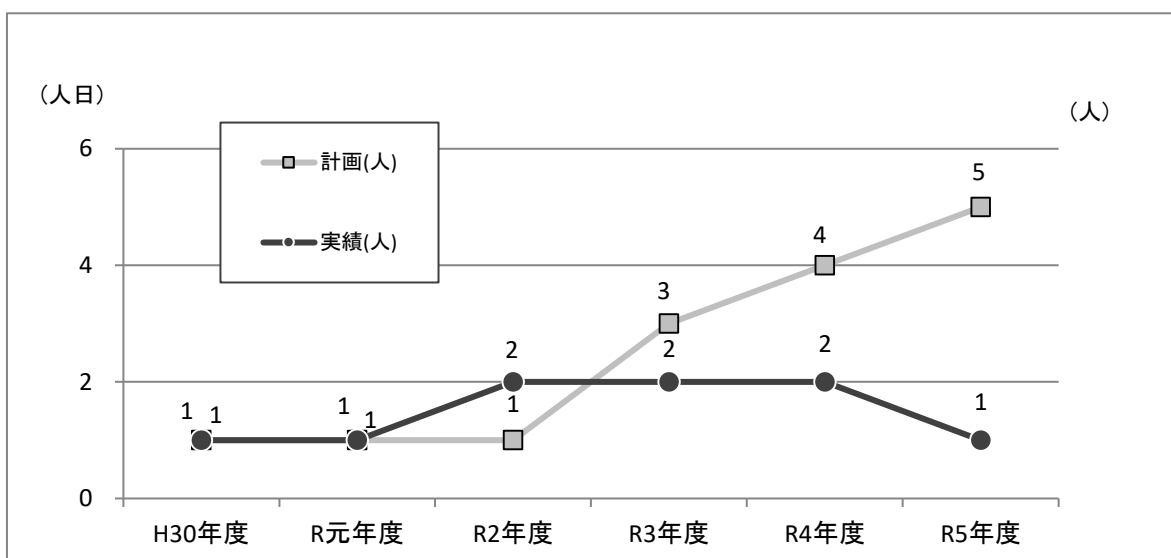


■就労定着支援

サービス名	単位	期	第5期			第6期		
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	実人/月	計画値	1	1	1	3	4	5
		実績値	1	1	2	2	2	1

※令和5年度は見込み値となっています。

就労定着支援は、平成30年度以降利用者数は横ばいとなっています。

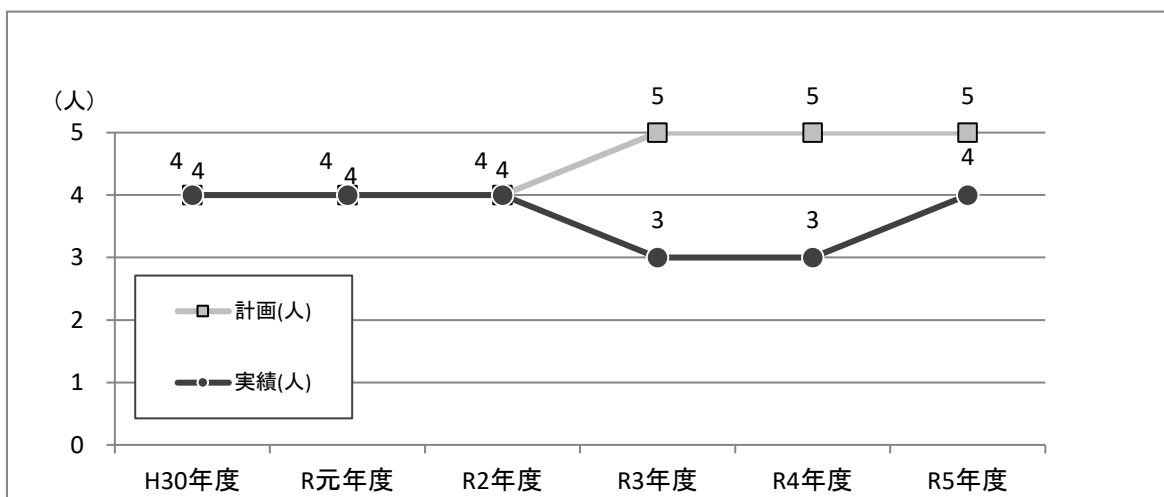


■療養介護

サービス名	単位	期 年度	第5期			第6期		
			平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
療養介護	実人/月	計画値	4	4	4	5	5	5
		実績値	4	4	4	3	3	4

※令和5年度は見込み値となっています。

療養介護の利用者数は、令和3年度以降実績値が計画値を下回る状況となっています。

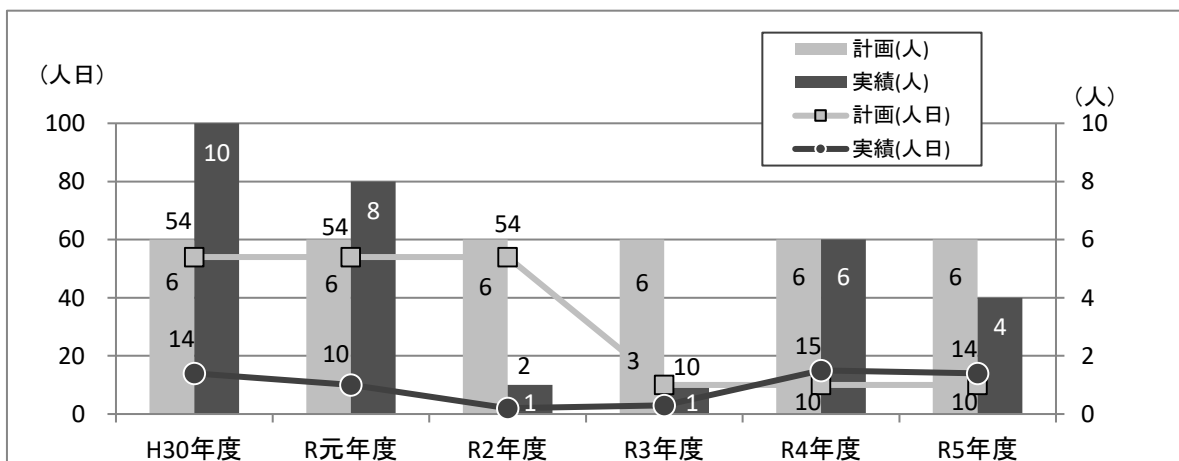


■短期入所（福祉型・医療型）

サービス名	単位	期 年度	第5期			第6期		
			平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
短期入所	延人日/月	計画値	54	54	54	10	10	10
		実績値	14	10	2	3	15	14
	実人/月	計画値	6	6	6	6	6	6
		実績値	10	8	1	1	6	4

※令和5年度は見込み値となっています。

短期入所は、利用者数と延利用日数ともに年度によって増減がありますが、令和4年度以降は概ね計画値に沿った状況となっています。



### ③居住系サービス

サービス名	サービス内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

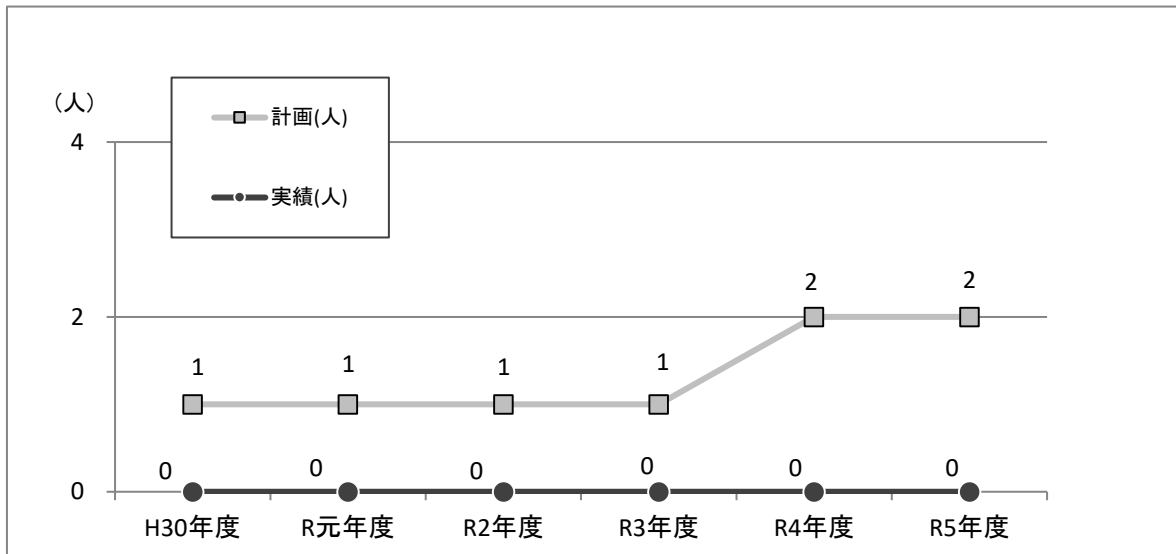
居住系サービスの利用状況において、平成30年度よりサービスが開始された自立生活援助は実績がありませんでした。

共同生活援助（グループホーム）は、令和3年度以降実績値が計画値を上回っています。施設入所支援は、地域への移行がなく、実績値が横ばいとなっています。

サービス名	単位	期 年度	第5期			第6期		
			平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
自立生活援助	実人/月	計画値	1	1	1	1	2	2
		実績値	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	実人/月	計画値	14	15	16	11	12	12
		実績値	12	12	11	14	14	15
施設入所支援	実人/月	計画値	19	18	17	20	19	17
		実績値	19	19	21	21	20	21

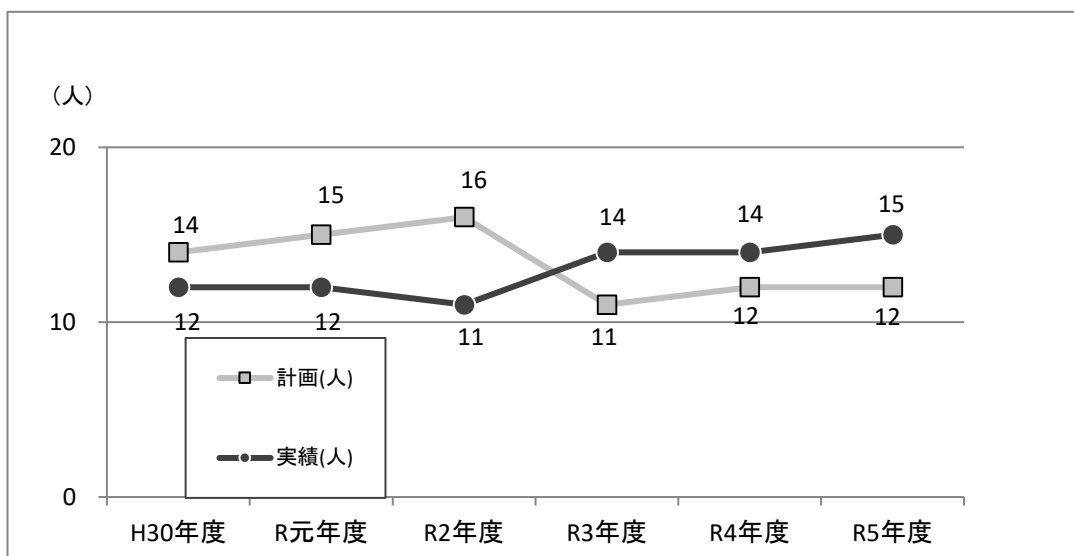
※令和5年度は見込み値となっています。

#### ■自立生活援助

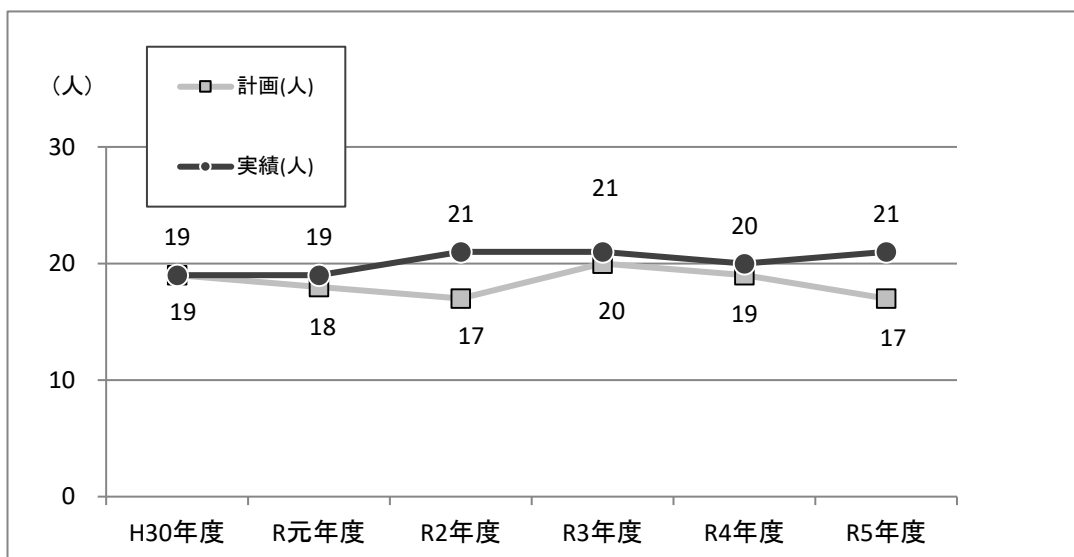




■ 共同生活援助



■ 施設入所支援



#### ④指定地域相談支援サービス

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスなどを利用する人に対し、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者などとの連絡調整を行います。
地域移行支援	施設入所者や精神科病院に入院している人が退所・退院し、地域に移行する際に住居の確保や移行に関する相談、援助を行います。
地域定着支援	居宅で、単身などで生活する人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに対して緊急訪問、緊急対応などを行います。

計画相談支援の利用状況は、令和2年度以降実績値が計画値を大きく下回っていますが、これは単位を実人/月に改めたことによるものです。

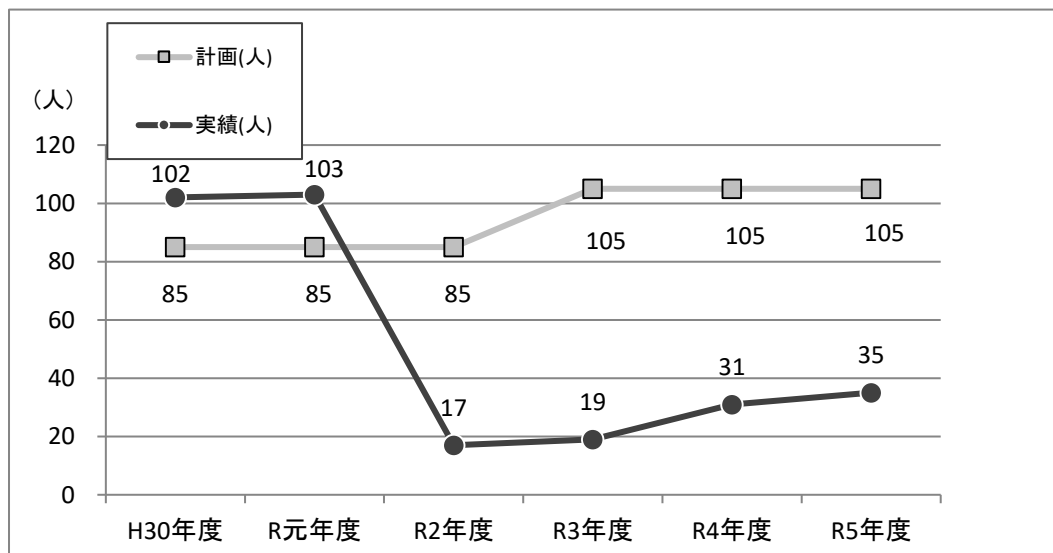
地域移行支援は実績がありませんでした。

地域定着支援は、概ね計画値に沿った状況となっています。

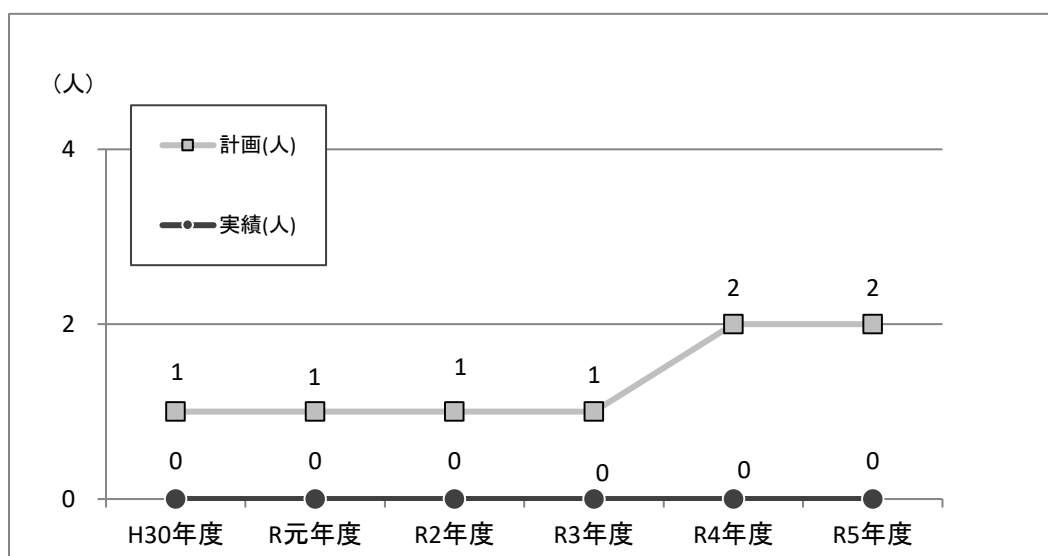
サービス名	単位	期	第5期			第6期		
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実人	計画値	85	85	85	105	105	105
		実績値	102	103	17	19	31	35
地域移行支援	実人/月	計画値	1	1	1	1	2	2
		実績値	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	実人/月	計画値	1	1	1	2	3	3
		実績値	2	2	5	3	2	3

※令和5年度は見込み値となっています。

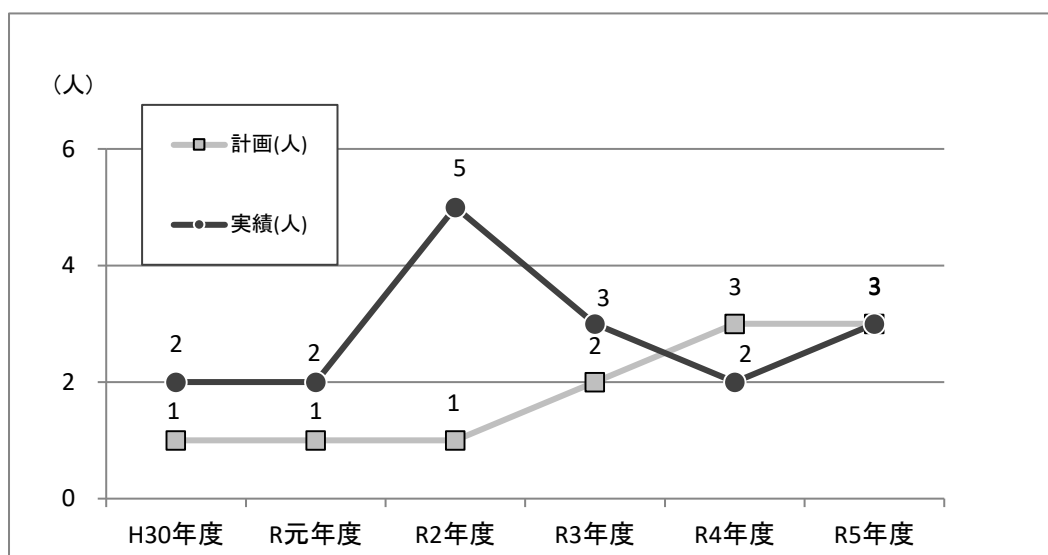
#### ■計画相談支援



■地域移行支援



■地域定着支援



### ⑤自立支援医療給付

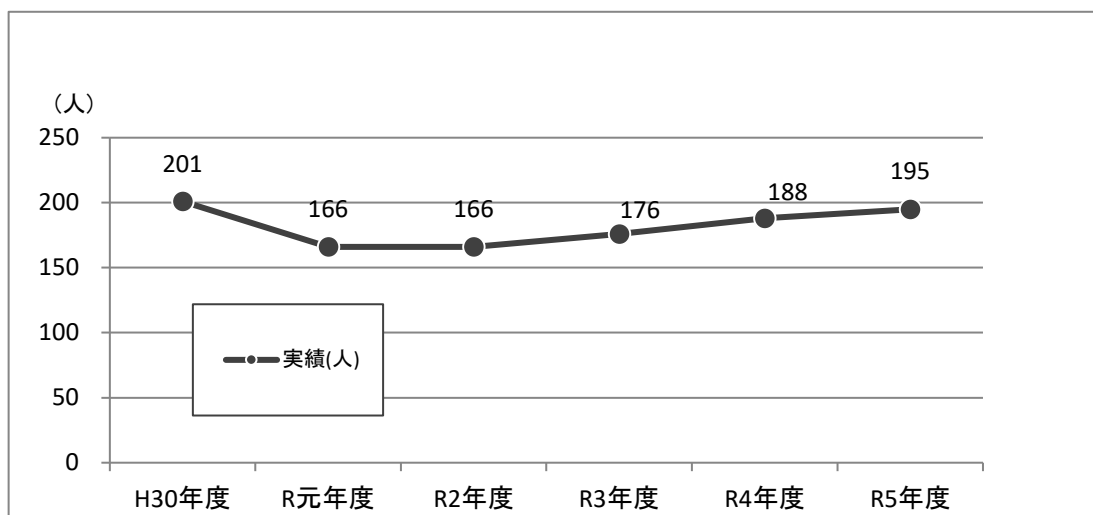
サービス名	サービス内容
精神通院医療(県と連携)	精神疾患(発達障がい、てんかんを含む。)で通院による精神医療を続ける必要がある人に対し、通院の医療費の自己負担を軽減するものです。
更生医療、育成医療(県と連携)	身体上の障がいを有し、障がいの軽減・除去を目的とする治療・手術などを受ける場合、その治療・手術などの医療費の自己負担を軽減するものです。

精神通院医療及び更生医療・育成医療は、県との連携事業であるため、町としての計画値は設定していません。利用状況は、下記のとおりとなっています。

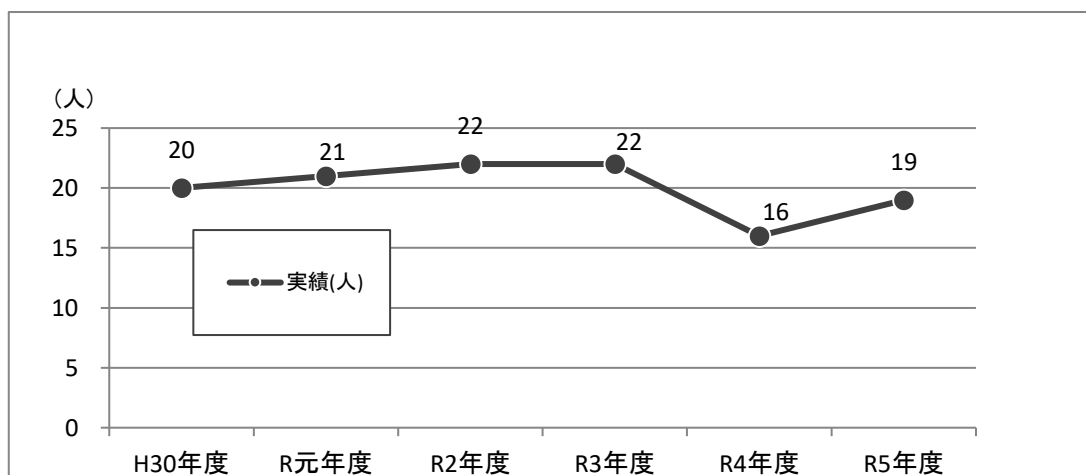
サービス名	単位	期	第5期			第6期		
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神通院医療(県と連携)	人/年	計画値	—	—	—	—	—	—
		実績値	201	166	166	176	188	195
更生医療、育成医療(県と連携)	人/年	計画値	—	—	—	—	—	—
		実績値	20	21	22	22	16	19

※令和5年度は見込み値となっています。

#### ■精神通院医療(県と連携)



#### ■更生医療、育成医療(県と連携)



### ⑥補装具費の支給

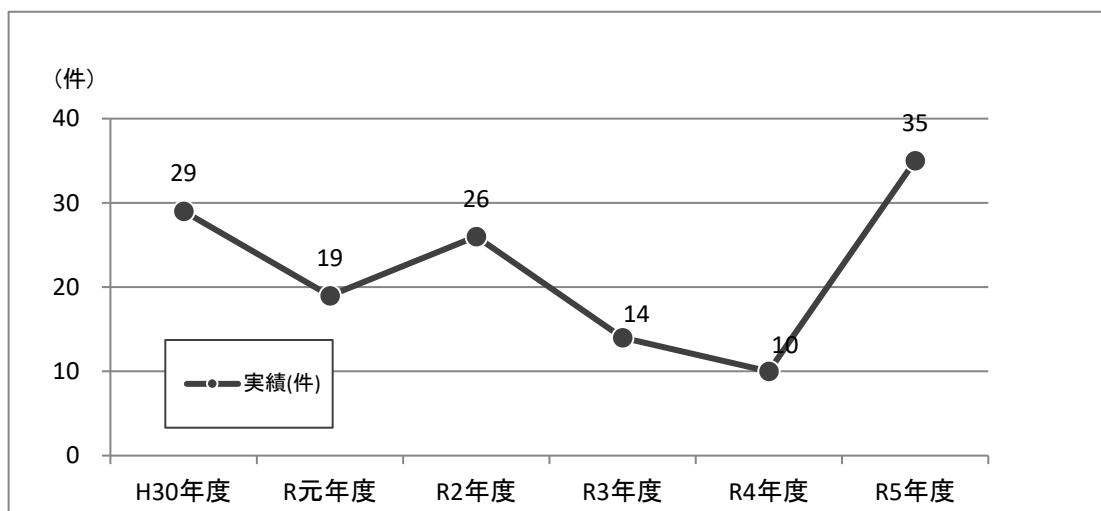
サービス名	サービス内容
補装具費の支給	身体に障がいのある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、失われた身体機能を補う補装具の購入費や修理費を支給します。

補装具費の支給については、計画値を設定していません。交付及び修理の件数は年度によって増減があります。

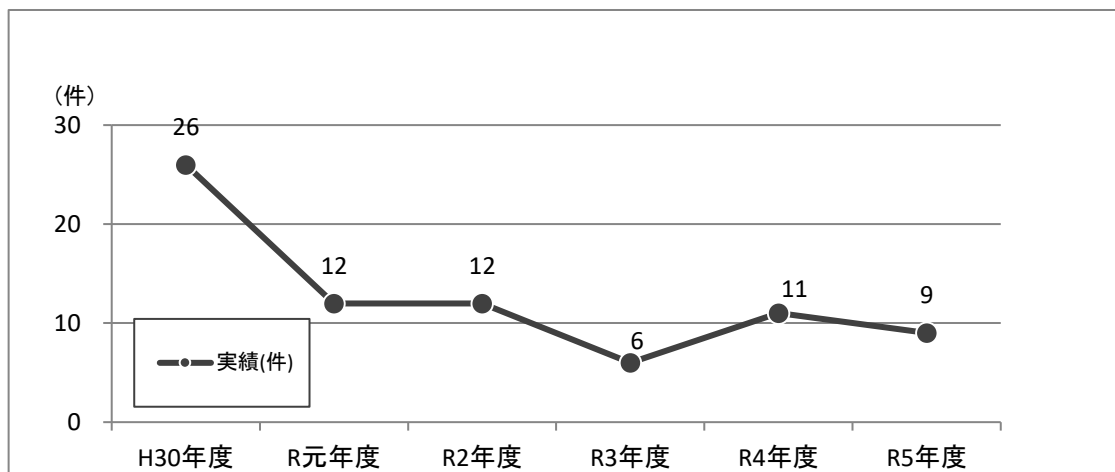
サービス名	単位	期 年度	第5期			第6期		
			平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
補装具費の交付	件数/年	計画値	—	—	—	—	—	—
		実績値	29	19	26	14	10	35
補装具費の修理	件数/年	計画値	—	—	—	—	—	—
		実績値	26	12	12	6	11	9

※令和5年度は見込み値となっています。

#### ■補装具費の交付



#### ■補装具費の修理



## (2) 地域生活支援事業の利用状況

### ①相談支援事業

サービス名	サービス内容
障がい者相談支援事業	障がい者などからの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援や情報提供など総合的な支援を行います。
基幹相談支援センター等 機能強化事業	相談支援の機能を強化するため、専門職員を配置し、専門的・困難ケースなどの相談に対応します。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、総合的な相談業務や権利擁護、地域移行・地域定着などに取り組みます。
障がい者虐待防止センター	障がい者虐待に関する通報や届出、相談などを受け、関係機関と共に対応を協議し、解決に向けた支援を行うとともに、障がい者虐待を防止するための広報や啓発を行います。
住居入居等支援事業	障がい者の地域生活移行を進めるため、契約手続きなどの一般住宅に入居する際に必要な支援を行います。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめ、障がい福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題の解決に向け取り組みます。

障がい者相談支援事業は、各年度で事業所1箇所の実施となっています。

基幹相談支援センター等機能強化事業は、平成25年度より事業所1箇所の実施となっています。

また、地域自立支援協議会については、仙南圏域に1箇所設置し、相談支援体制など必要に応じた協議を行っています。

住宅入居等支援事業は、実績がありませんでした。

サービス名	単位	期	第5期			第6期		
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	箇所	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等 機能強化事業 基幹相談支援センター 障がい者虐待防止センター	箇所	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	箇所	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0
地域自立支援協議会	箇所	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込み値となっています。

②成年後見制度利用支援事業

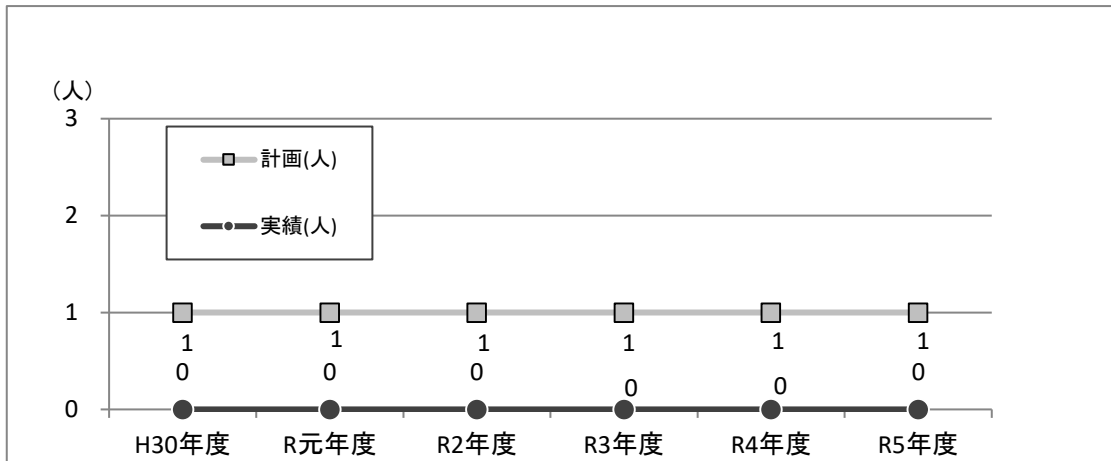
サービス名	サービス内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分なため後見など開始の審査の申立てができない人に対し、町長が審判の申立てを行うとともに、低所得者に対し、申立て費用や後見人などの報酬費用の全部または一部を助成します。

成年後見制度利用支援事業については、実績がありませんでした。

サービス名	単位	期 年度	第5期			第6期		
			平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
成年後見制度利用支援事業	実人/月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み値となっています。

■成年後見制度利用支援事業



### ③意思疎通支援事業

サービス名	サービス内容
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	聴覚、言語・音声機能などの障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

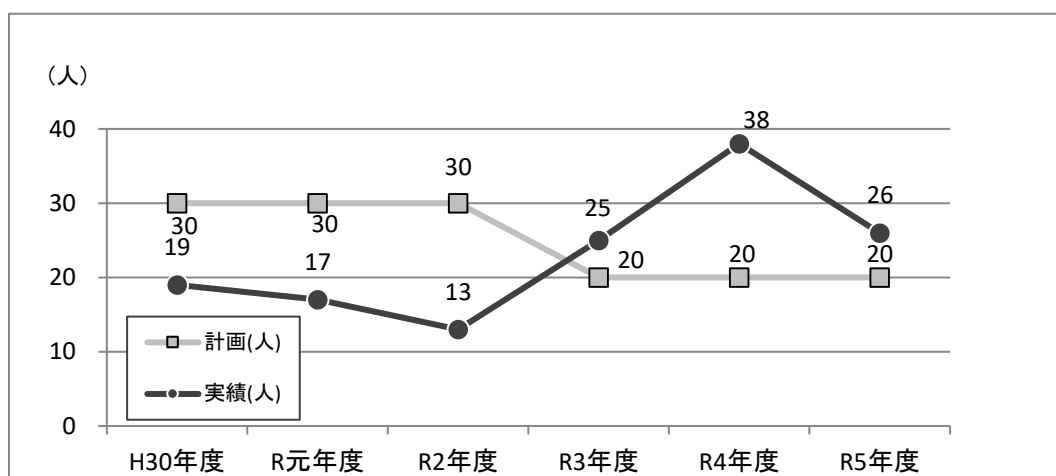
意思疎通支援事業のうち、手話通訳者派遣事業の利用状況は、令和3年度以降は実績値が計画値を上回っています。

要約筆記者派遣事業は、実績がありませんでした。

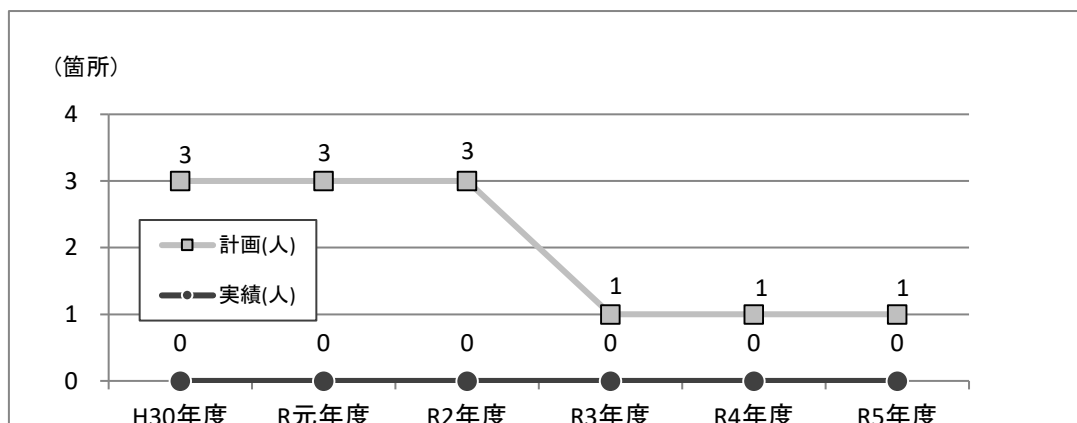
	単位	期 年度	第5期			第6期		
			平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
手話通訳者派遣事業	延人/年	計画値	30	30	30	20	20	20
		実績値	19	17	13	25	38	26
要約筆記者派遣事業	延人/年	計画値	3	3	3	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み値となっています。

#### ■手話通訳者派遣事業



#### ■要約筆記者派遣事業





#### ④日常生活用具給付事業

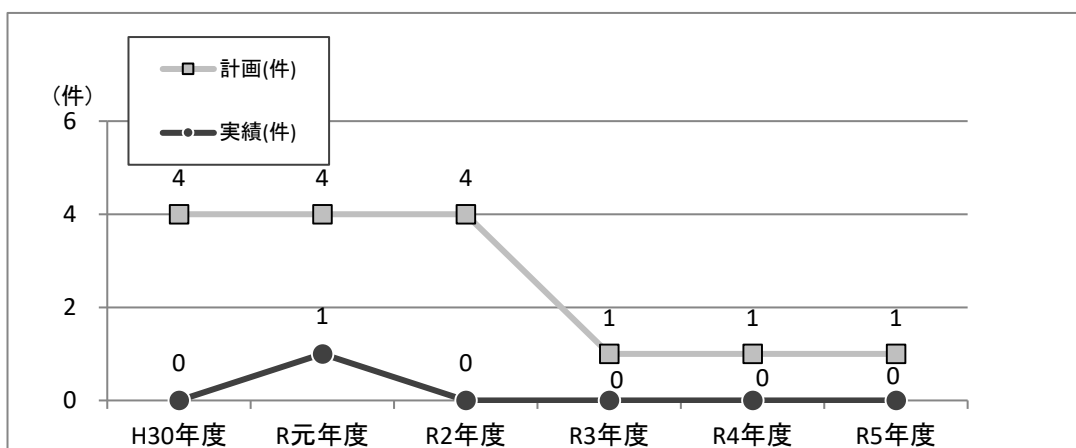
サービス名	サービス内容
日常生活用具給付事業	重度障がい者に対し、日常生活用具 ①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意思疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修） を給付することで、日常生活の便宜を図ります。

日常生活用具事業の状況は、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具は減少傾向にあります。自立生活支援用具、在宅療養等支援用具などは年度によって増減があります。

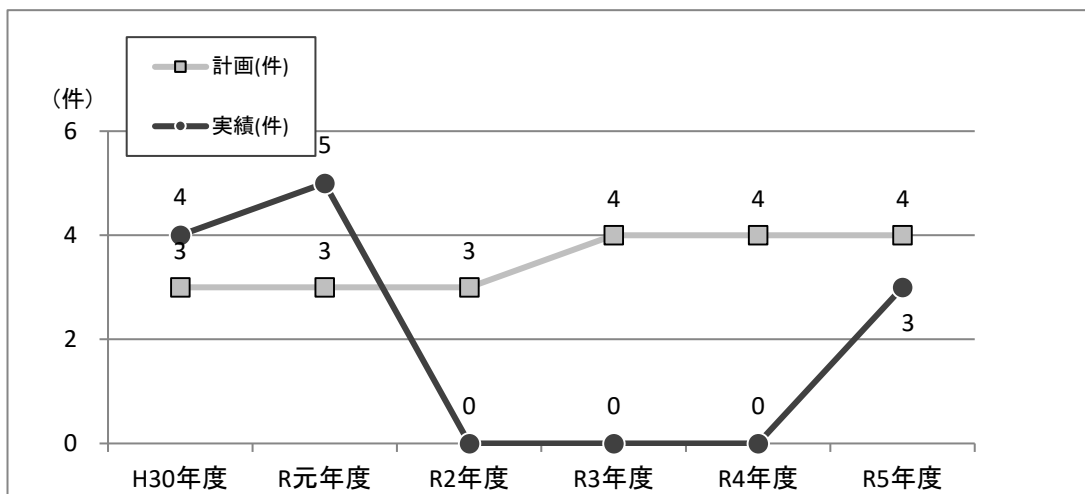
サービス名	単位	期 年度	第5期			第6期		
			平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
介護・訓練支援用具	件数/年	計画値	4	4	4	1	1	1
		実績値	0	1	0	0	0	0
自立生活支援用具	件数/年	計画値	3	3	3	4	4	4
		実績値	4	5	0	0	0	3
在宅療養等支援用具	件数/年	計画値	2	2	2	3	3	3
		実績値	4	3	2	0	1	2
情報・意思疎通支援用具	件数/年	計画値	4	4	4	15	15	15
		実績値	14	19	24	14	14	1
排泄管理支援用具	件数/年	計画値	350	350	350	350	350	350
		実績値	361	358	325	329	320	317
居宅生活動作補助用具	件数/年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み値となっています。

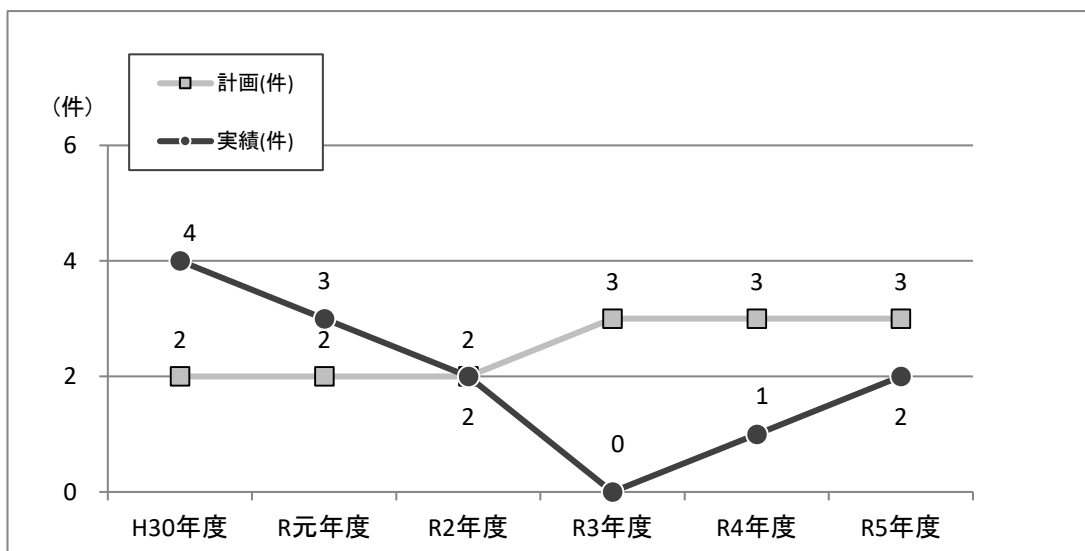
#### ■介護・訓練支援用具



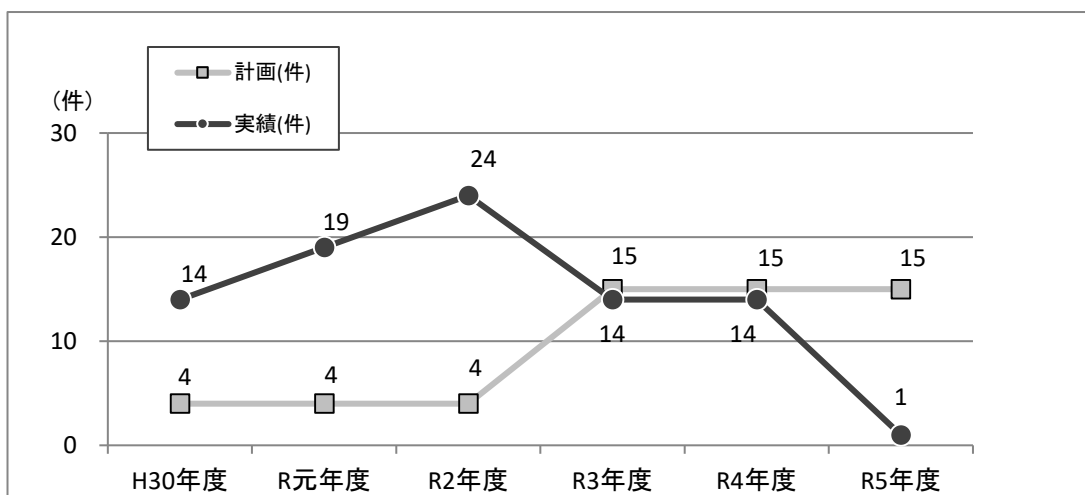
■ 自立生活支援用具



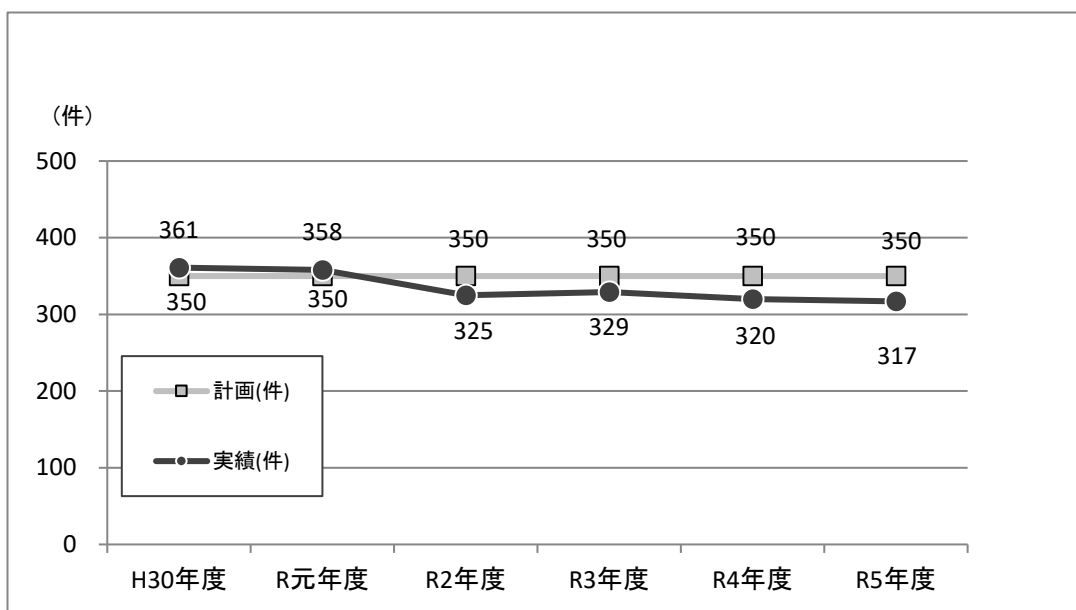
■ 在宅療養等支援用具



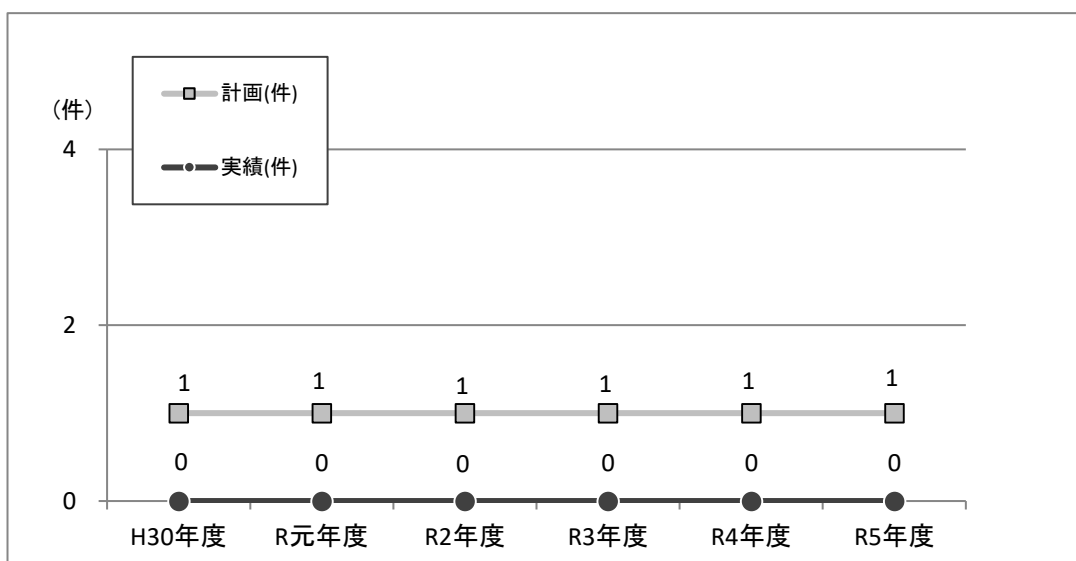
■ 情報・意思疎通支援用具



■排泄管理支援用具



■居宅生活動作補助用具（住宅改修）



### ⑤移動支援事業

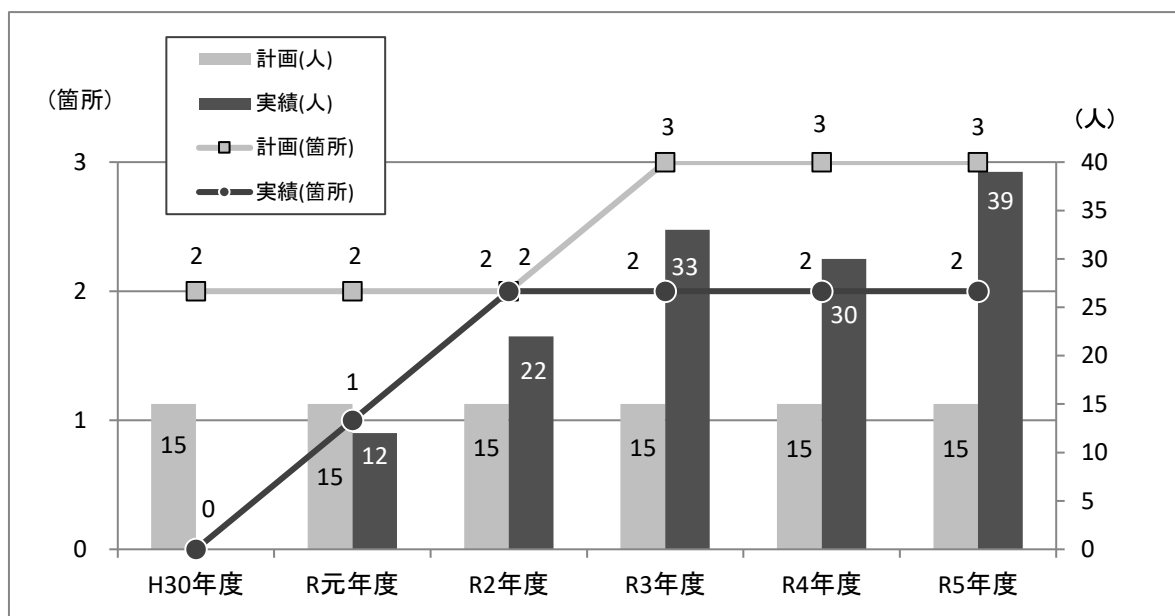
サービス名	サービス内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。

移動支援事業の状況は、令和2年度以降は2事業所となっています。利用者数は令和2年度以降実績値が計画値を上回っています。

サービス名	単位	期 年度	第5期			第6期		
			平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
移動支援事業	箇所	計画値	2	2	2	3	3	3
		実績値	0	1	2	2	2	2
	人/年	計画値	15	15	15	15	15	15
		実績値	0	12	22	33	30	39

※令和5年度は見込み値となっています。

### ■移動支援事業



⑥地域活動支援センター

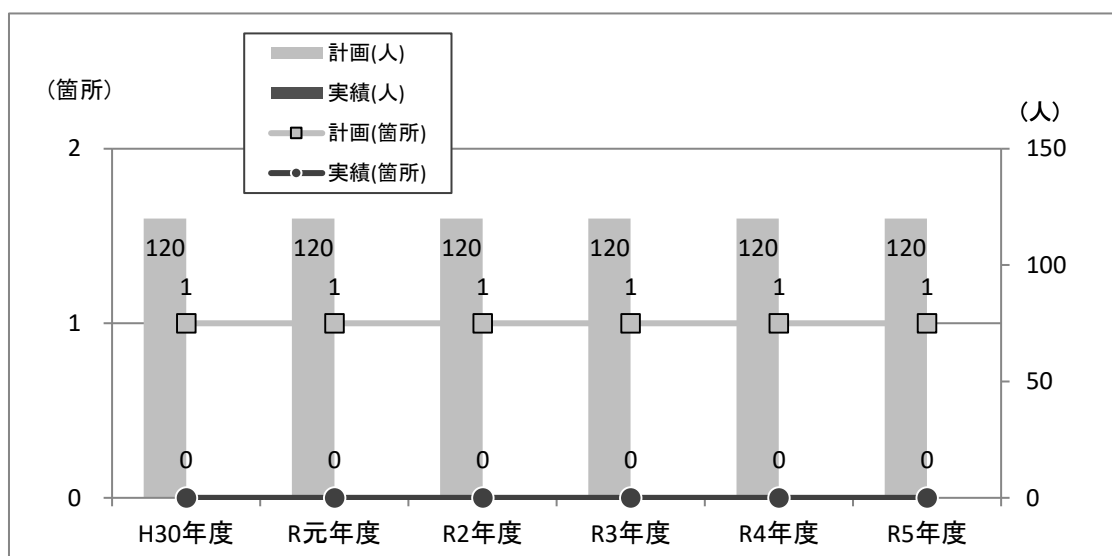
サービス名	サービス内容
地域活動支援センター	在宅の障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進などの事業を行うことにより、障がいのある人の地域における生活を支援するとともに、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としています。

地域活動支援センターの状況は、計画値で1事業所の実施を見込んでいましたが、実績がありませんでした。

サービス名	単位	期 年度	第5期			第6期		
			平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
地域活動支援センター	箇所	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0
	人/年	計画値	120	120	120	120	120	120
		実績値	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み値となっています。

■地域活動支援センター



⑦その他任意事業

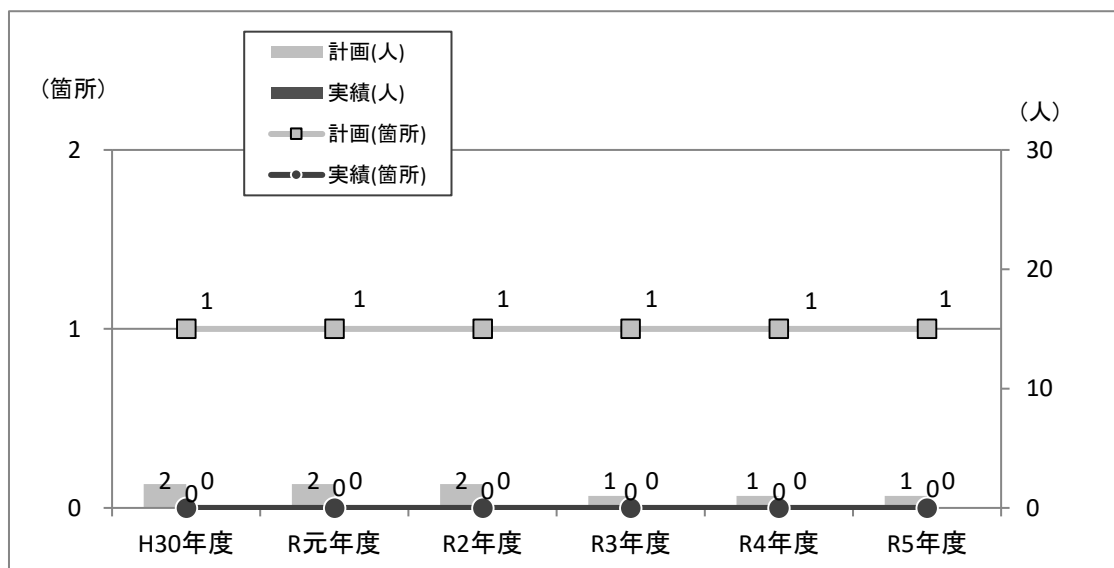
サービス名	サービス内容
訪問入浴サービス事業	家庭の浴槽で入浴することが困難な障がい者に対し、訪問により簡易浴槽を持ち込み、入浴の支援を行います。
日中一時支援事業	日中の活動の場を提供し、見守りや社会適応訓練などの必要な支援を行うとともに、日常介護している家族の一時的な休息や就労支援を図ります。
自動車運転免許取得費用助成事業	障がい者が自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造費用助成事業	身体障がい者が所有し、運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
地域生活支援拠点事業	障がい者の地域移行による不安の軽減や介護者の不在など不測の事態に対して、継続した生活環境の維持等の支援を行います。

■訪問入浴サービス事業

サービス名	単位	期 年度	第5期			第6期		
			平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
訪問入浴サービス事業	箇所	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0
	人/年	計画値	2	2	2	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0
	延回/年	計画値	100	100	100	50	50	50
		実績値	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み値となっています。

訪問入浴サービス事業は、平成30年度以降実績がありませんでした。

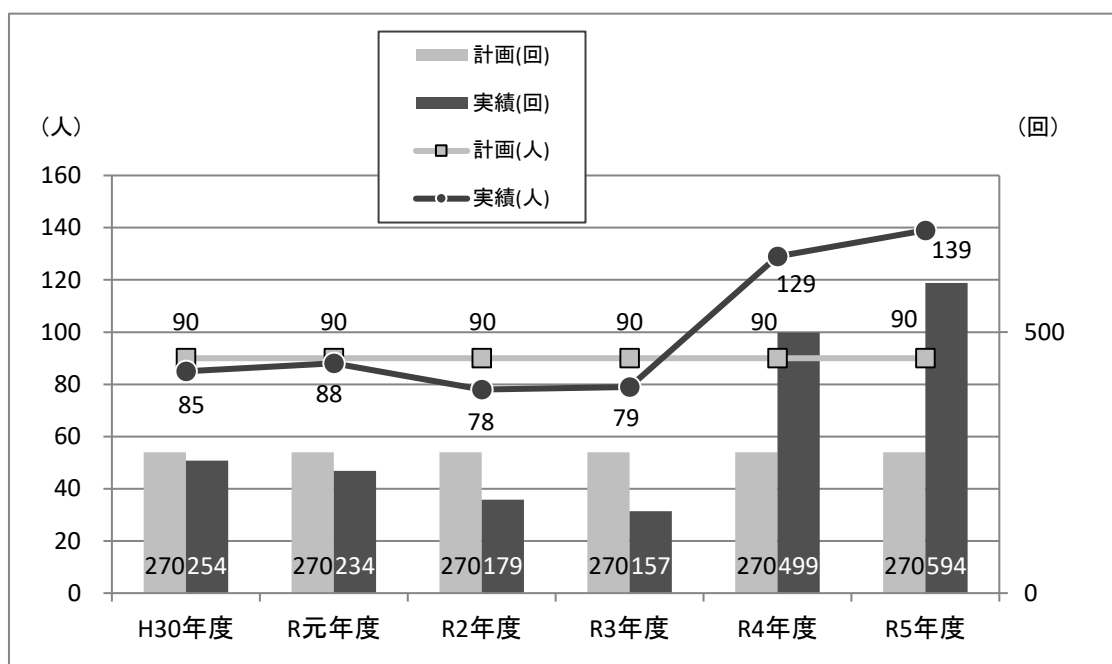


■日中一時支援事業

サービス名	単位	期	第5期			第6期		
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	延人/年	計画値	90	90	90	90	90	90
		実績値	85	88	78	79	129	139
	延回/年	計画値	270	270	270	270	270	270
		実績値	254	234	179	157	499	594

※令和5年度は見込み値となっています。

日中一時支援事業の状況は、令和4年度に利用日数の見直しを図ったことなどにより利用者数、利用回数ともに令和4年度以降実績値が計画値を大きく上回っています。



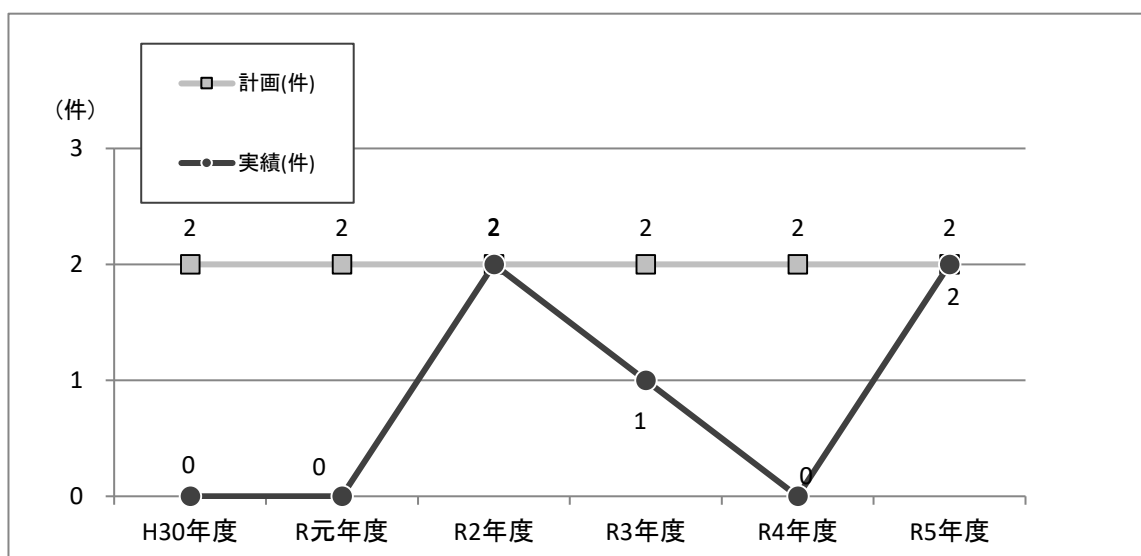
■自動車運転免許取得費用助成事業・自動車改造費用助成事業

サービス名	単位	期 年度	第5期			第6期		
			平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
自動車運転免許取得費用 助成事業	件数/年	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	0	2	1	0	2
自動車改造費用助成事業	件数/年	計画値	2	2	2	1	1	1
		実績値	1	0	0	1	0	0

※令和5年度は見込み値となっています。

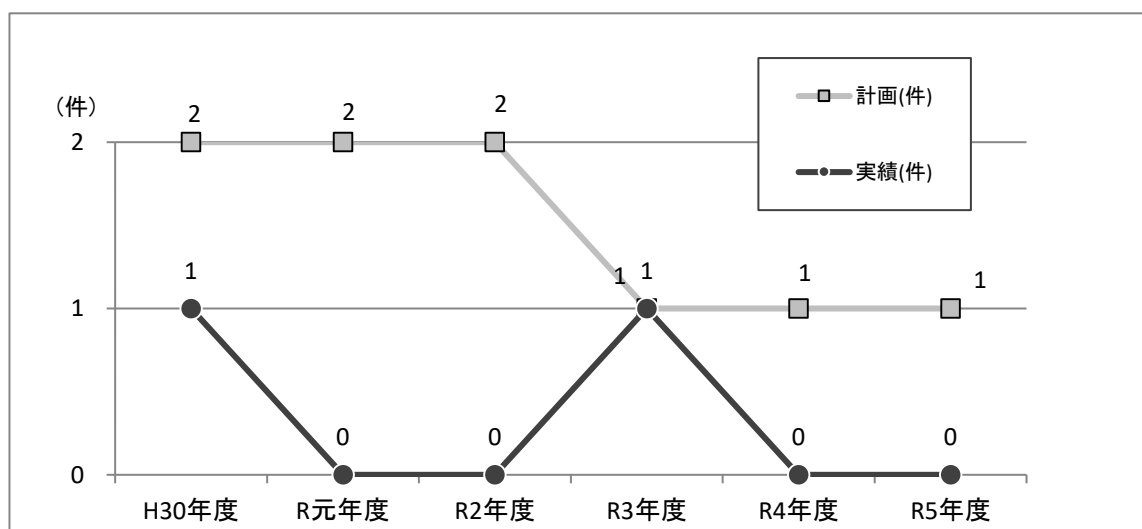
○自動車運転免許取得費用助成事業

自動車運転免許取得費用助成事業の状況は、年度によって増減がありますが、概ね計画値に沿った状況となっています。



○自動車改造費用助成事業

自動車改造費用助成事業の状況は、平成30年度と令和3年度にそれぞれ1件数/年の実績がありました。





### (3) 障がい児支援サービスの利用状況

#### ①障がい児通所支援

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	未就学の障がい児（肢体不自由）に対して、児童発達支援と治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などに通う障がい児について、保育所などを訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児に対して、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行います。

障がい児通所支援のうち、医療型児童発達支援については、計画値を設定していませんでした。

利用状況は、以下のとおりの実績値となっており、児童発達支援は令和3年度以降で実績値が計画値を上回っています。

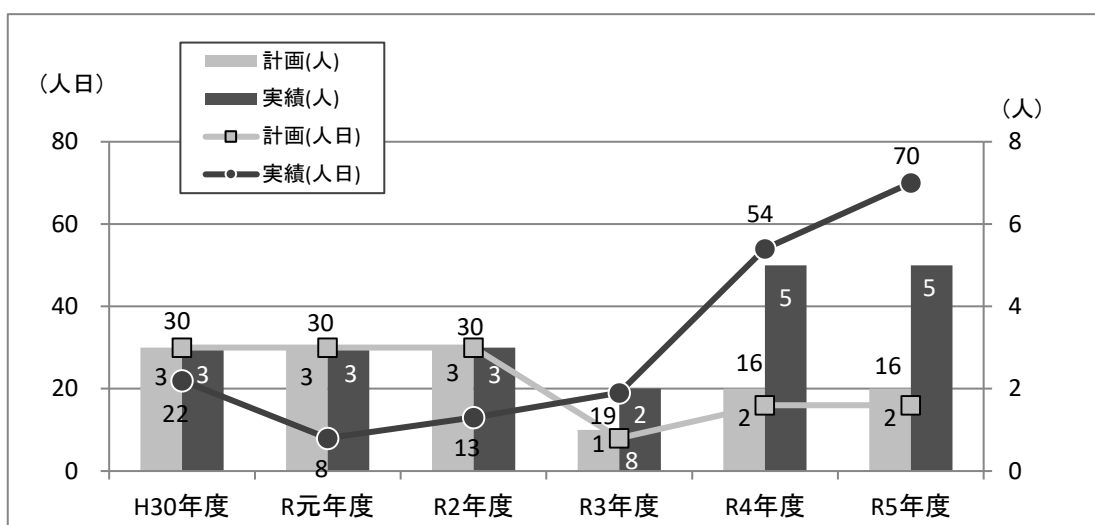
放課後等デイサービスは、延利用日数は令和4年度までは実績値が大きく上回っています。

保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援は利用者がなく、計画値を超えることはありませんでした。

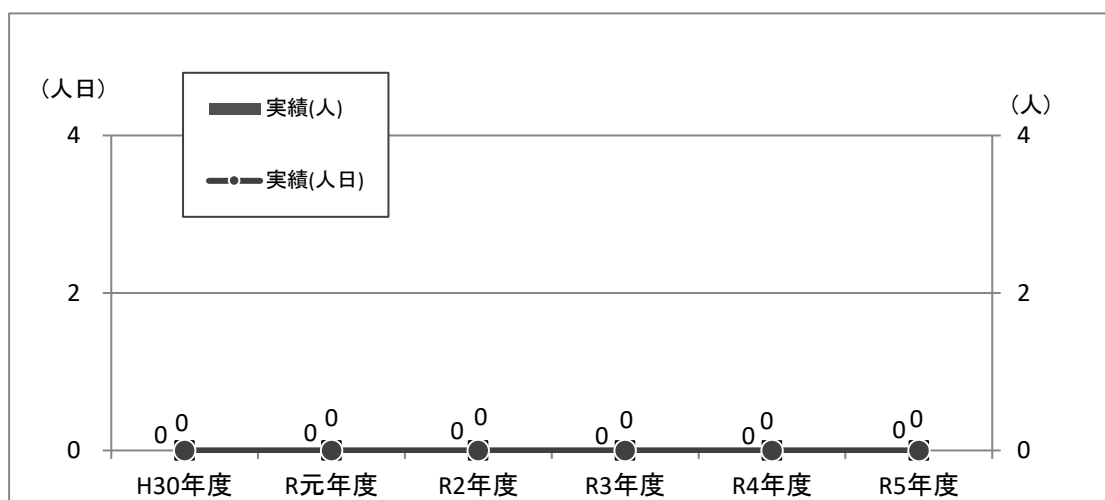
サービス名	単位	期	第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	延人日/月	計画値	30	30	30	8	16	16
		実績値	22	8	13	19	54	70
	実人/月	計画値	3	3	3	1	2	2
		実績値	3	1	1	2	5	5
医療型児童発達支援	延人日/月	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
	実人/月	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	延人日/月	計画値	65	65	65	121	144	156
		実績値	81	124	130	191	172	130
	実人/月	計画値	7	7	7	11	12	12
		実績値	8	11	8	10	9	10
保育所等訪問支援	延人日/月	計画値	3	3	3	3	3	3
		実績値	0	0	0	0	0	0
	実人/月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	延人日/月	計画値	0	4	4	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
	実人/月	計画値	0	1	1	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み値となっています。

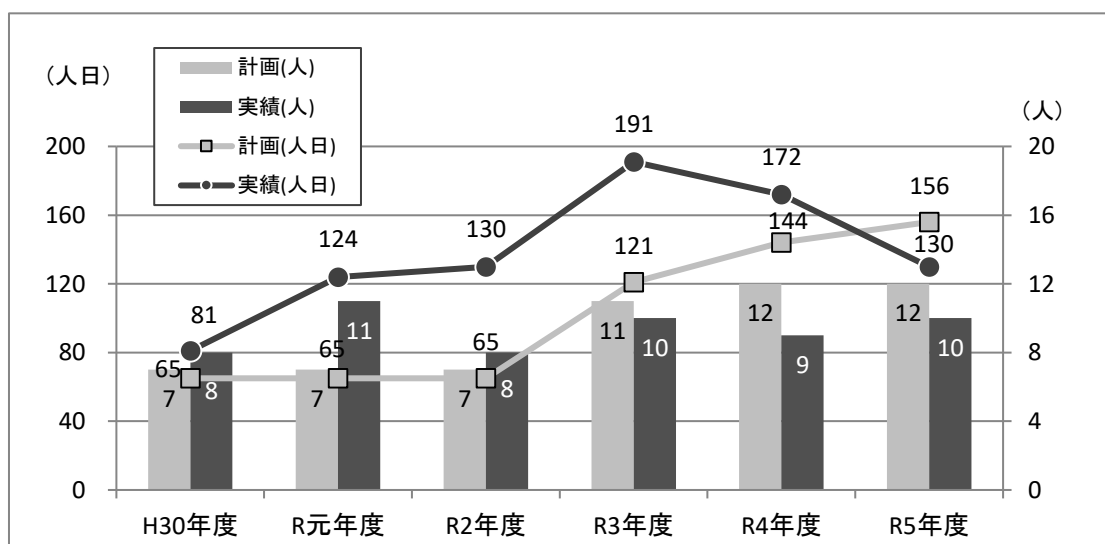
### ■ 児童発達支援



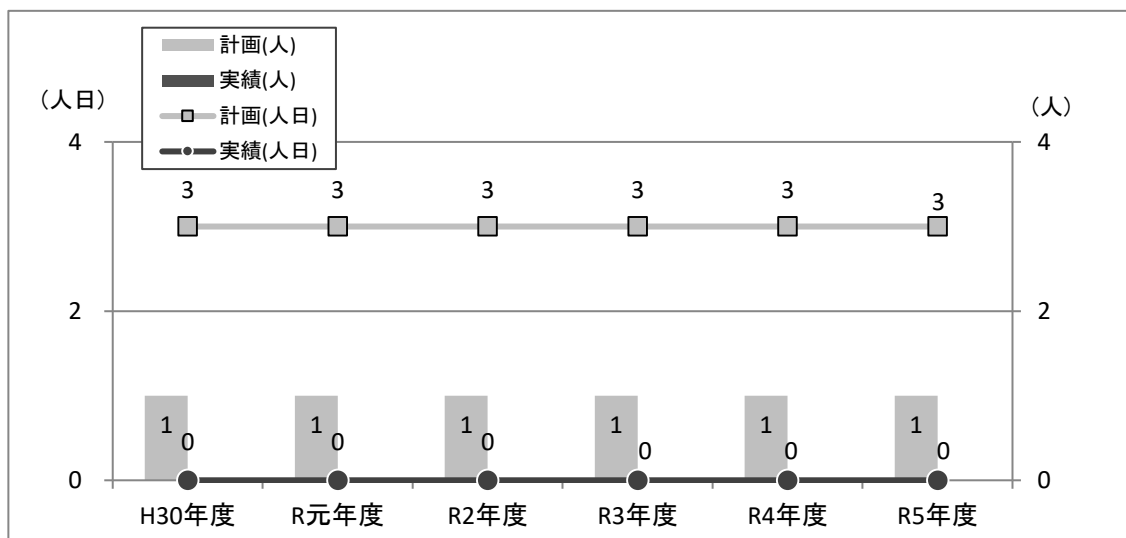
### ■ 医療型児童発達支援



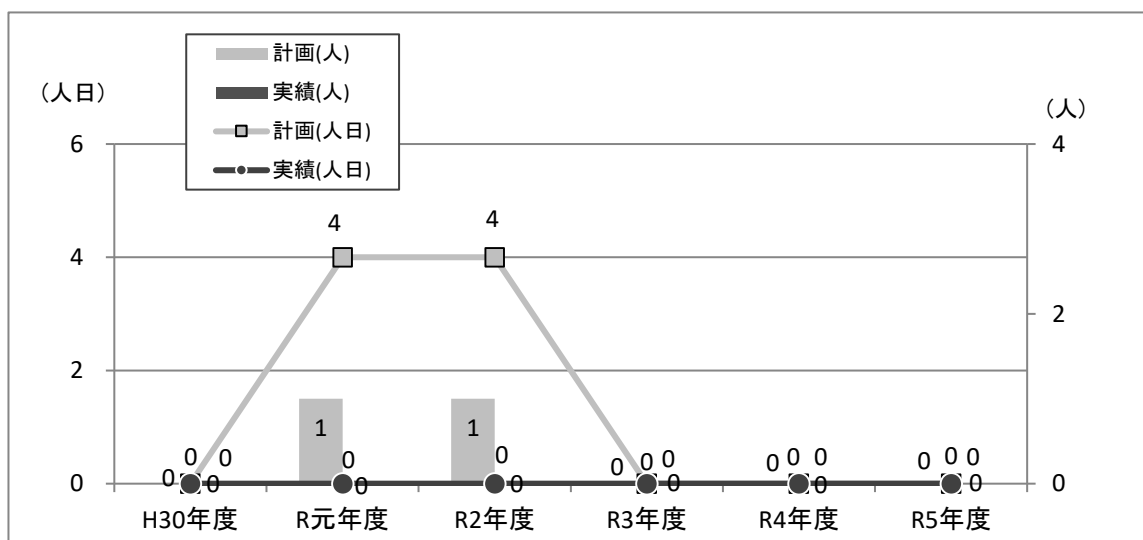
### ■ 放課後等デイサービス



■ 保育所等訪問支援



■ 居宅訪問型児童発達支援



## ②障がい児相談支援

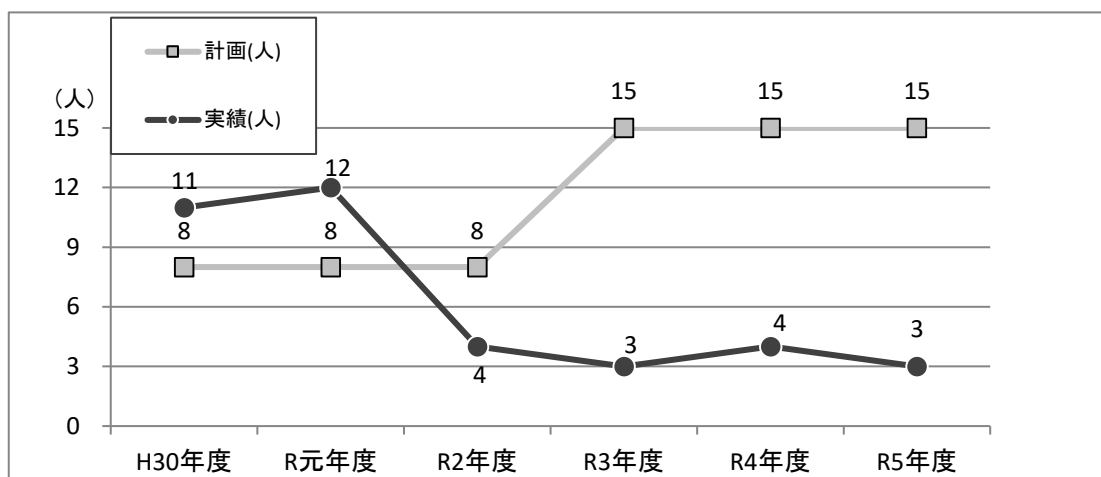
サービス名	サービス内容
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用している方について、障がい児支援利用計画の作成や施設などとの連絡調整、モニタリングなどを行います。

障がい児相談支援の状況は、令和2年度以降実績値が計画値を大きく下回っていますが、これは単位を実人/月に改めたことによるものです。

サービス名	単位	期 年度	第1期障がい児計画			第2期障がい児福祉計画		
			平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
障がい児相談支援	実人/月	計画値	8	8	8	15	15	15
		実績値	11	12	4	3	4	3

※令和5年度は見込み値となっています。

## ■障がい児相談支援



#### (4) アンケート調査からみた現状と課題

本計画の策定にあたり、障がい福祉サービスのニーズ、課題などを把握するために、障がい福祉サービス事業所へのアンケート調査を実施しました。

##### ○震災、風水害マニュアルの策定から避難所の開設について

アンケートにお答えいただいた事業所の72%で震災、風水害時の被害想定、マニュアル、計画等が整備されており、災害時にサービス利用者への継続的な支援、利用者の安否確認ができると答えた事業所が92%となりました。また、災害時障がい者の避難所として開設することができる事業所は54%となりました。

震災、風水害時に障がいのある方への支援を継続していくことが重要であり、事業所の被災状況、利用者への安否確認等ができるネットワーク作りが求められます。町だけでは全ての方に連絡することは難しいため、事業所と連携をし、障がいのある方への安否確認を行い、特に医療的ケアが必要な方については安否確認の他、ライフラインが止まっていないかの確認が重要となります。ライフラインが止まっている等の際は、直ぐに福祉避難所に避難できるよう移送や現地の準備を整える必要があります。

##### ○障がいのある人が地域や社会に積極的に参加していくために必要なこと

- ・参加しやすいような支援体制や障がい理解の促進
- ・移動する手段の確保や移動後の支援の確保
- ・すべての人が参加しやすく魅力のある行事や活動の充実
- ・行政の積極性
- ・障がい者（児）自身の積極性

「参加しやすいような支援体制や障がい理解の促進」が27%と最も多く、障がいのある人が気軽に地域や社会に参加できるような機会や障がい理解の普及・啓発を推進していくことが必要です。

##### ○障がいの有無にかかわらず、すべての人が安心して自分らしく暮らせるまちにするために障がい者（児）支援で特に重要だと思うこと

- ・医療・福祉・教育・地域などの一体的なネットワークづくり
- ・重度の障がい者（児）の家族等が亡くなった時のための支援体制づくり
- ・障がい者（児）サービスの充実
- ・医療、福祉の専門的な人材を育成し、支援体制を充実する
- ・まち、道路、施設等のバリアフリー化
- ・地域で生活できるよう医療、福祉のサービスの向上

「医療・福祉・教育・地域などの一体的なネットワークづくり」が19%と多く、障がい者

を多面的に支援するためのネットワークを確立すること、そのために積極的に交流できる場を作ることが必要となっています。

また「重度の障がい者（児）の家族等が亡くなった時のための支援体制づくり」が15%と次に多く、障がいのある人の親なき後の支援体制づくりが求められています。

○障がい者（児）を取り巻く環境や身近で感じている課題について（自由記述）

- ・福祉事業所が少ない
- ・障がい福祉サービスについて理解していない
- ・障がい者と高齢者のサービスの違いを理解していない方が多い
- ・様々な場所への交通手段
- ・バスの路線がない地域の移動手段が確保しにくい
- ・精神障がいの方の公共交通機関の利用が難しい
- ・精神障がいの方の孤立化
- ・障がい者を介護する家庭のレスパイト
- ・介護者の高齢化
- ・在宅障がい者の8050問題と今後の対応

身近な地域に障がい者（児）が利用できる福祉事業所が少ないことや、障がい福祉サービスについての理解不足などが課題として挙げられています。そのため、個々のニーズに応じた適切なサービスを選択し利用できるよう、気軽に相談できる相談窓口やその情報提供等が求められます。

また、公共交通機関等の交通手段が確保しにくいことや利用が困難な状況であること、精神障がいの方の孤立化、障がい者を介護する家族の高齢化なども深刻な問題となっています。地域で暮らす障がい者（児）を及びその家族を支えるためには、移動手段も含めた福祉サービスの充実とともに、緊急時などに対応可能な支援体制の整備が必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

本計画においては、「村田町総合計画」の基本理念である「健康でいきがいを持って暮らせるまちづくり」を共有するものとします。

この基本理念は、障がいのあるなしに関わらず、地域で自立した生活が送れるよう、ノーマライゼーション理念の実現に努めるとともに、障がいのある人が必要な支援が受けられるよう、行政、地域、医療等関係機関とが積極的に連携することにより、関わるすべての人で支援できるようなまちづくりを目指します。

健康でいきがいを持って暮らせるまちづくり



## 2 基本方針

令和3年3月に作成した「村田町障がい者計画」では、基本理念を具体的に推進していくために、次の7つの基本方針を定めています。よって、引き続き次の基本方針の考え方に基つき、サービスの充実や計画の目標を定めていきます。

### (1) 地域・社会生活を支える体制づくり

(生活支援、保健・医療)

- 障がいのある人が個々のニーズに応じた支援を受けることで積極的な社会参加や、自立した生活を送れるよう福祉サービスの充実を進めます。
- 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行・定着や、家族から独立して生活したいなど、障がいのある人それぞれの状況に即した地域生活を支援していくため、地域移行支援、地域定着支援の積極的な利用を促し、安心・安全に地域生活を送られるよう推進していきます。
- 医療的なケアや常時介護が必要な重度の障がいがある人などが、日中活動できるサービスの確保に努めます。
- 障がいの原因となる疾病の予防と早期発見に取り組むとともに、心と体の健康づくりを支える適切な保健サービスなどを提供し、健康づくりの支援を行います。

### (2) 障がいの早期発見と、早期からの支援体制づくり

(療育・教育)

- 障がい児が早い時期から適切な療育が受けられるよう、早期発見できるための体制づくりに努めます。
- 障がいのある乳幼児及び家族に対する相談支援や、適切な時期に適切な療育を提供できるよう体制の充実に努めます。
- 「発達障害者支援法」に基づき、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの子どもに対して、自立生活力を高めるための支援体制の整備・充実を図ります。
- インクルーシブ教育の理念を踏まえ、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに遊び、学ぶ機会を増やし、双方の豊かな人格の形成を目指した教育環境の充実に努めます。
- 障がいのある子どもの居場所づくりや健全な育成、保護者の就労支援の観点から、支援が必要な子どもを対象とした谷間のない支援ができるようサービス等の充実を進めます。

### (3) 本人の意思を尊重した就労支援

(雇用・就業)

- 就労移行支援事業の推進を図り、障がいのある人の一般企業等への就職を支援するとともに、就労の定着を図るために就労定着支援を促進します。また、一般企業が障がいのある人を雇うことについての課題や不安をなくせるよう取り組みます。
- 障がいのある人が長く働き続けることができるよう、また、仕事をやめても再び働けるように支援していきます。
- いろいろな場で障がいのある人が仕事をできるよう、就労系サービスが提供できる事業所の拡充を図ります。

### (4) 理解し支え合う地域づくり

(差別の解消、交流、権利擁護の推進)

- こころのバリアフリー化を推進します。
- 障がいのある人が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないため暮らしにくさを感じたりすることがないように、差別解消に向けた取組を充実します。
- 学校・家庭・地域など町民の身近な場で人権や福祉について学ぶ機会を増やし、障がいのある人を支援する人の育成や、障がい者団体等の活動が充実するように支援します。
- 障がいのある人とない人が交流し、ふれあうことのできる場を充実することで、互いを理解し尊重しあう意識を育み、障がいのある人の支援について関心を高めていきます。
- ボランティア活動や障がい者団体などの活動に対する援助をはじめ、これらの活動や団体の育成・支援に努めます。
- 障がいのある人が地域社会で自立していくには、地域の見守りが不可欠であり、地域での支援ネットワークづくりの充実に努めます。
- 成年後見制度等の周知を図り、親なきあとの障がいのある人の権利擁護等の推進に努めます。
- ノーマライゼーション理念の実現に向けた積極的な情報発信を進めていきます。

### (5) 安全・安心に暮らせる地域づくり

(生活環境、安全・安心)

- 安心して外出できるようにバリアフリー化を進めます。
- 障がいのある人が地域において自立した暮らしができるよう、移動の際の不自由さの解消を進めます。

○障がいのある人を災害から守るため、情報発信・伝達方法の確保、避難や避難場所での支援などの仕組みづくりを進めます。

○多角的な支援ができるよう地域、医療、保健、福祉、教育などの関係機関との積極的な連携を進めます。

#### (6) 相談体制・情報提供の仕組みづくり

(相談体制・情報提供)

○相談支援事業を充実させることにより、地域の中で障がいのある人を支えていく仕組みを強化します。

○地域の相談事業所との連携を強化し、相談支援員の人材育成に取り組みます。

○十分な情報・コミュニケーションを確保し、知りたいことがわかるように支援します。また、人との会話や意思疎通をわかりやすくする支援を行います。

○障がいのある人やその家族への情報発信を積極的に行い、情報格差が起こらないように努めます。

#### (7) 行政サービス等における配慮

(行政)

○障がいのある人が適切な配慮を受けることができるように、行政機関の職員等への障がい者の合理的配慮の促進に取り組みます。

○行政機関の職員の理解促進のため、サービス研修会等に積極的に参加していきます。

○障がいのある人がその権利を適正に行使することができるように、選挙における障がいのある人への配慮に努めます。

### 3 障がい福祉計画・障がい児福祉計画にかかる基本指針

国は、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定を進めるにあたり、「障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年5月19日号外 子ども家庭庁・厚生労働省告示第1号による改正後の全文）」により、新たに事項を盛り込むことや、既存の事項においても拡充していくことを示しています。

#### ■基本理念

##### ●障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供の整備を進める。

##### ●市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児としサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障がい福祉サービスの均てん化を図る。

##### ●入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指す。

- ・必要な障がい福祉サービスが提供される体制を整備する。
- ・障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を整備・強化
- ・精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### ●地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」と分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民

が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。

#### ●障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に置けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき共同する包括的な支援体制を構築する。

#### ●障がい者の社会生活参加を支える取組定着

文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者による ICT 活用等の促進を図る。

#### ●新たなサービスの創設

- ・福祉施設から一般就労への移行等のみならず、障がい者の希望や能力に沿った就労実現を図るため「就労選択支援」を令和7年10月から創設

## ■障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

### 【成果目標等に関する主な事項】

#### ①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

#### ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

#### ③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

#### ④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

#### ⑤障がい児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

#### ⑥相談支援体制の充実・強化等

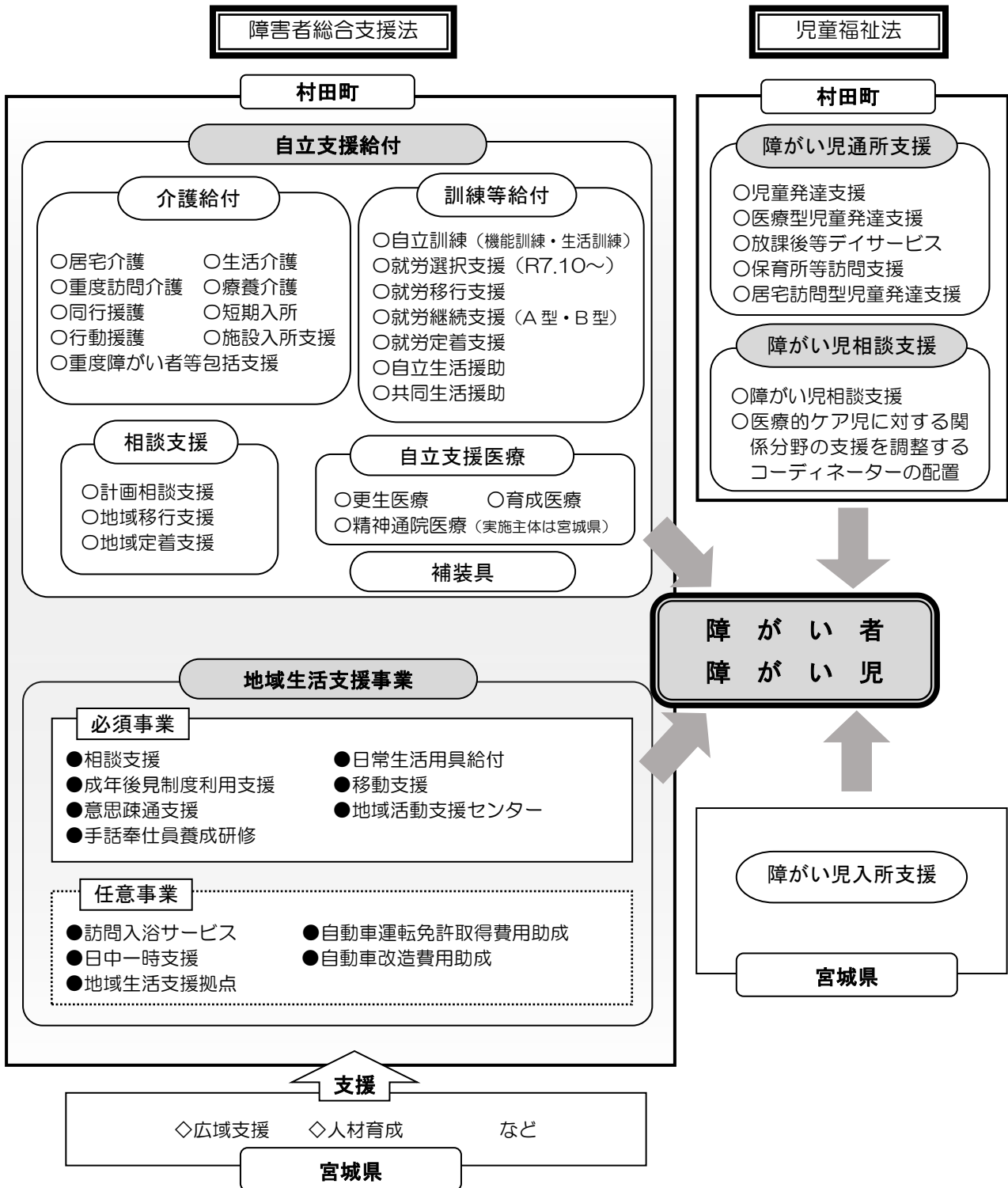
- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

#### ⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

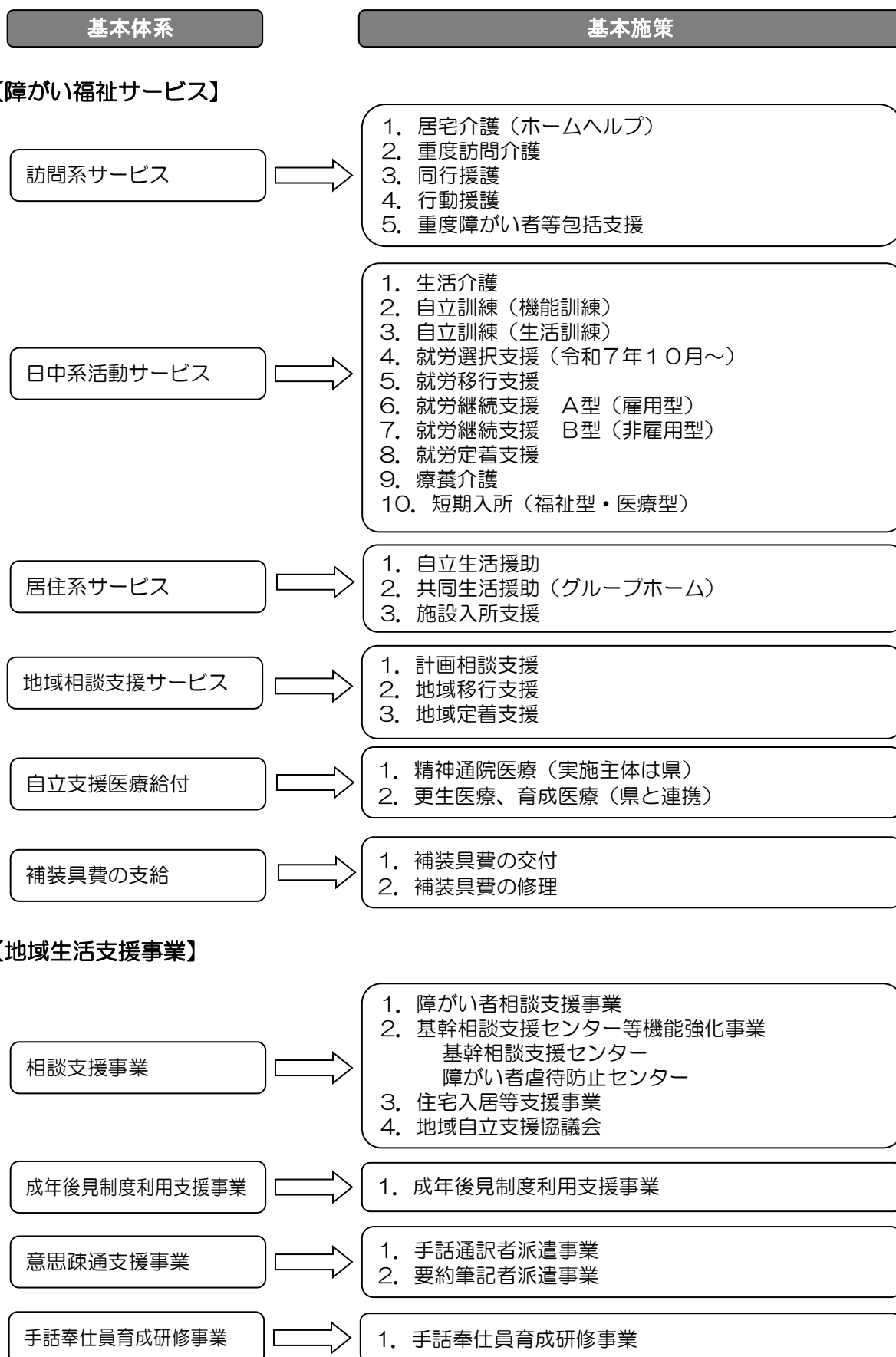
- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

■障がいのある人への福祉サービスの体系

「障害者総合支援法」でのサービス体系は、利用者への個別給付である「自立支援給付」と町が実情に応じて実施する「地域生活支援事業」に分けられます。これらに加え、本計画においては、児童福祉法に基づく障がい児支援等についても、各関係機関と連携し、サービス提供体制整備の推進を図ります。



## ■障がい福祉計画・障がい児福祉計画の体系





基本体系

基本施策

【地域生活支援事業】 続き

日常生活用具給付事業

1. 介護・訓練支援用具
2. 自立生活支援用具
3. 在宅療養等支援用具
4. 情報・意思疎通支援用具
5. 排泄管理支援用具
6. 居宅生活動作補助用具（住宅改修）

移動支援事業

1. 移動支援事業

地域活動支援センター

1. 地域活動支援センター

その他任意事業

1. 訪問入浴サービス事業
2. 日中一時支援事業
3. 自動車運転免許取得費用助成事業
4. 自動車改造費用助成事業
5. 地域生活支援拠点事業

【児童福祉法に基づくサービス】

障がい児通所支援

1. 児童発達支援
2. 医療型児童発達支援
3. 放課後等デイサービス
4. 保育所等訪問支援
5. 居宅訪問型児童発達支援

障がい児相談支援

1. 障がい児相談支援
2. 医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置
3. 児童発達支援センターの設置

## 第4章 第7期障がい福祉計画

## 1 障がい福祉計画の成果目標

### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、施設入所者の地域生活への移行目標を設定します。

国の基本指針においては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、前回の計画の未達成割合(21.1%)を加えることとされています。令和8年度までに施設入所者の27.1%以上にあたる6人を削減することを目標とし、3か年でその目標に取り組みます。

<基準値>

項目	数値	説明
施設入所者数	20人	令和4年度末時点の施設入所者数(A)

<地域生活への移行者の成果目標>

項目	数値	説明
地域生活への移行者数	6人 (30.0%)	令和8年度末の地域生活への移行見込み者数 (A×27.1%以上)

国の基本指針においては、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上を削減することを基本とし、前回計画の未達成割合(10.5%)を加えることとされています。令和8年度末までに施設入所者の15.5%以上にあたる4人を削減することを目標とし、3か年でその目標に取り組みます。

<施設入所者の削減の成果目標>

項目	数値	説明
目標年度入所者数	16人	令和8年度末時点の施設入所者数(B)
施設入所者の削減数	4人 (20.0%)	令和8年度末の施設入所者の削減見込み数(A-B)

※施設入所者の削減数とは、現に施設入所支援を受けて施設に入所している障がい者の削減数(入退所合算後の削減数)を指します。

#### 【今後の方向性】

- 施設入所者のうち地域で生活が可能な人について、本人や家族の意向を尊重しながら、地域移行支援、地域定着支援やグループホーム等を利用し地域移行を推進します。
- 重度障がい者の地域への移行に伴い、重度訪問介護、重度障がい者包括支援や日中サービス支援型指定共同生活援助の需要が増えることが想定されるため、事業所との連携をしながら、ヘルパーの育成、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の圏域内での増加等を促せるよう体制の整備に努めます。
- 災害等の緊急時に必要な障がい支援ができるよう福祉避難所との連携を強化し、特に在宅の医療的ケアが必要な方が医療を継続できるようネットワークの確保等に努めます。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率、保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数、精神障がい者の障がいサービスの利用者数に関する目標値を設定することとされています。

宮城県でも国の基本指針の通り設定することとしていますが、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標は県のみが設定することになっています。

協議の場については令和2年度に仙南圏域に設置が完了しています。

このため、村田町では、保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数、精神障がい者の障がいサービスの利用者数に関する目標のみを設定します。

### <成果目標>

サービス名	単位	第7期目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	回	1	1	1
保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	人	6	6	6
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障がいの地域移行支援利用者数	人	1	1	1
精神障がいの地域定着支援利用者数	人	3	3	4
精神障がいの共同生活援助利用者数	人	9	9	10
精神障がいの自立生活援助利用者数	人	1	1	1
精神障がいの自立訓練（生活訓練）利用者数	人	1	1	1

### 【今後の方向性】

- 令和8年度までに上記目標を達成するため、圏域にて協議の場が円滑に機能するよう働きかけを行います。
- 令和8年度までに施設等から障がいサービスを活用し地域生活へ移行できるよう計画相談事業所等関係機関との連携を図っていきます。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、今後の地域における障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等（「地域生活支援拠点等」という。）について、各市町村または各圏域に少なくとも1つの拠点等（地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的な体制も可」）を整備することとなっていたため、令和2年度に仙南圏域にて設置しました。

地域生活支援拠点等の機能充実のためコーディネーターを配置することとなっており、配置済みとなっています。

設置した地域生活支援拠点等が効果的に運用されるよう、支援の実績等を踏まえ運営状況を検証及び検討の実施回数の目標を設定します。

#### <成果目標>

項目	数値	説明
地域生活支援拠点等における支援実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討の実施回数	4回	年間の実施回数

今回、新たに強度行動障害者への支援体制の充実を図るため、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとされました。

#### <成果目標>

項目	目標
強度行動障害者への支援体制整備	令和8年度末までに仙南圏域にて設置

#### 【今後の方向性】

- ・近隣自治体と連携し、圏域での地域生活支援拠点の取り組み体制及び検証・検討を積極的に実施します。
- ・強度行動障害者への支援体制の整備のため、圏域での協議を行い、令和8年度末までの設置に向け努めます。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行を進める観点から、国の基本指針では就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所をいう。）において、障がい保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組み、以下の成果目標を設定することとされています。

- ① 福祉施設から一般就労への移行  
令和3年度実績の 1.28 倍に令和5年度末までの未達成割合を加えた値以上とする。
- ② 就労移行支援からの移行  
令和3年度末から 1.31 倍に令和5年度末までの未達成割合を加えた値以上とする。
- ③ 就労継続支援 A 型からの移行  
令和3年度末から 1.29 倍に令和5年度末までの未達成割合を加えた値以上とする。
- ④ 就労継続支援 B 型からの移行  
令和3年度末から 1.28 倍に令和5年度末までの未達成割合を加えた値以上とする。
- ⑤ 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築  
協議会での就労支援部会の設置
- ⑥ 就労定着支援の利用者数  
令和3年度末から 1.41 倍以上とする。
- ⑦ 就労移行支援利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所  
令和8年度末の就労移行支援事業所数に対して5割以上とする。
- ⑧ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数  
令和8年度末の就労定着支援事業所数に対して2割5分以上とする。

これまでの実績及び地域の実情を踏まえて以下のとおり設定し、3か年でその目標に取り組みます。

##### ① 福祉施設から一般就労への移行

###### <基準値>

項目	数 値	説 明
令和3年度一般就労移行者数	1人	令和3年度における福祉施設等を退所し、一般就労した人の数

###### <成果目標>

項目	数 値	説 明
令和8年度一般就労移行者数	6人	令和8年度における福祉施設等を退所し、一般就労した人の数

※福祉施設とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型を行う施設。

## ②就労移行支援からの移行

### <基準値>

項目	数 値	説 明
令和3年度の就労移行支援からの一般就労者数	1人	令和3年度における就労移行支援からの一般就労者数

### <成果目標>

項目	数 値	説 明
令和8年度の就労移行支援からの一般就労者数	4人	令和8年度における就労移行支援からの一般就労者数

## ③就労継続支援 A 型からの移行

### <基準値>

項目	数 値	説 明
令和3年度の就労継続支援 A 型からの一般就労者数	0人	令和3年度における就労継続支援 A 型からの一般就労者数

### <成果目標>

項目	数 値	説 明
令和8年度の就労継続支援 A 型からの一般就労者数	1人	令和8年度における就労継続支援 A 型からの一般就労者数

## ④就労継続支援 B 型からの移行

### <基準値>

項目	数 値	説 明
令和3年度の就労継続支援 B 型からの一般就労者数	0人	令和3年度における就労継続支援 B 型からの一般就労者数

### <成果目標>

項目	数 値	説 明
令和8年度の就労継続支援 B 型からの一般就労者数	1人	令和8年度における就労継続支援 B 型からの一般就労者数

### 【今後の方向性】

- 一般就労に不安がある障がい者に対して就労移行支援等のサービスを積極的に利用できるようなサービスの啓発に努めます。
- 就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型事業所との連携を図るとともに、ハローワークや県南障がい者就業・生活支援センターコノコノとの連携を図り、障がい者の一般就労を促進します。
- 県や関係機関と連携して国等が行う各種助成制度の周知に努め、障がい者雇用の拡大を推進します。

**⑤雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築**

協議会での就労支援部会等の設置については、仙南圏域にて既に労働部会を設置済みとなっております。

**⑥就労定着支援事業の利用者数**

<基準値>

項目	数 値	説 明
令和3年度の就労定着支援利用者数	2人	令和3年度における就労定着支援利用者数

<成果目標>

項目	数 値	説 明
令和8年度の就労定着支援利用者数	3人	令和8年度における就労定着支援利用者数

**⑦就労移行支援利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所**

<成果目標>

項目	数 値	説 明
令和8年度末の就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	5割	令和8年度末の就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合

【今後の方向性】

- 就労移行支援事業所との連携を図り、就労移行支援利用者の一般就労を促します。

**⑧就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数**

<成果目標>

項目	数 値	説 明
令和8年度末における就労定着支援事業所のうち就労定着率7割以上の事業所	5割	令和8年度末における就労定着支援事業所のうち就労定着率7割以上の事業所

【今後の方向性】

- 就労定着支援事業所との連携を図り、障がい者の就労の安定を図ります。



## (5) 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人の総合的・専門的な相談支援体制の実施及び地域の相談支援体制の強化等に向けた取組を着実に進めて行くため、以下の成果目標を設定することとされています。

### ① 基幹相談支援センターの設置

各市町村または各圏域において基幹相談支援センターを令和8年度末までに設置

### ② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

- ・地域の相談事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- ・地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数
- ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- ・個別事例の支援内容の検証の実施回数
- ・基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

### ③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

- ・協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数
- ・協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数
- ・協議会の専門部会の設置数
- ・協議会の専門部会実施回数

### ① 相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保

令和元年度末時点で仙南圏域にて設置済みです。

### ②総合的・専門的な相談支援の実施

<成果目標>

項目	単位	第7期目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	回	60	60	60
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	36	36	36
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	36	36	36
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	3	3	3
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1

### ③協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

#### <成果目標>

項目	単位	第7期目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	3	3	3
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	者・機関数	15	15	15
協議会の専門部会の設置数	箇所	1	1	1
協議会の専門部会実施回数	回	5	5	5

#### 【今後の方向性】

- 協議会、自治体、相談事業所との連携を強化し、すでに設置済の相談支援部会や検討会等を通して相談支援員の質の向上を図れるように努めます。

#### (6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい者のニーズを把握し、必要となる障がい福祉サービス等を提供していくために、職員の研修への参加や、障がい者自立支援審査支払等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数の目標を設定することとされています。

#### <成果目標>

項目	人数	説明
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への本町職員の参加人数	1人	令和6年度から令和8年度の各年度における都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の本町参加人数

#### <成果目標>

項目	回数	説明
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	1回	令和8年度末までに障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数

【今後の方向性】

- ・障がいについて理解し、合理的配慮ができ、個々のニーズに合わせた支援が提供されるよう職員が障がいサービス等の研修会へ積極的に参加します。

(7) 発達障がい者等に対する支援

国の基本指針では、発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図るため、発達障がい者支援地域協議会の開催（都道府県、政令指定都市のみ）、発達障がい者支援センターによる相談支援（都道府県、政令指定都市のみ）、発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言（都道府県、政令指定都市のみ）、発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発（都道府県、政令指定都市のみ）、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）、ペアレントメンターの人数、ピアサポートの活動への参加人数に関する目標値を設定することとされています。

村田町では、都道府県、指定都市以外で定めることとなっているペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）、ピアサポートの活動への参加人数、ペアレントメンターの人数については目標を設定します。

<成果目標>

項目	単位	第7期目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	人	1	1	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	人	1	1	1
ペアレントメンター人数	人	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	1	1	1

【今後の方向性】

- ・県と連携し、発達障がい者及び家族の支援に努めます。
- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの周知を図ります。

## 2 指定障がい福祉サービス・指定地域相談支援

### (1) 訪問系サービス

#### 【サービス見込み量の考え方】

- 居宅介護については、これまでの動向から令和5年度の 15 人/月で推移し、令和8年度に1人/月の増加を見込みます。
- 重度訪問介護については、入所施設からの地域生活への移行に伴い利用者が増加することが見込まれるため、令和6年度から1人/月、利用時間を20延時間/月で算定します。
- 同行援護については、令和5年度末の利用実績を基準として、増加等はなく推移するものとし、1延時間/月で算定しています。
- 行動援護については、これまでの動向から令和5年度の 63 延時間/月で算定しています。
- 重度障がい者等包括支援については、入所施設からの地域生活への移行に伴い今後の利用が見込まれるため、1人/月、利用時間を20延時間/月で算定します。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護・重度訪問介護 同行援護・行動援護	延時間/月	107	119	184	224	229	239
重度障がい者等包括支援	実人/月	13	15	17	19	19	20

※令和5年度は見込み値となっています。

#### 【見込み量確保のための方策】

- 今後も利用者が増加することが見込まれるため、ヘルパー等の職員育成などサービス提供事業者へ働きかけていくとともに、必要とする人に適切に支援が行き届くよう障がい福祉サービス事業所の拡充や新規参入を促進します。
- 個々のニーズに合わせたサービスが提供されるよう事業所との連携の強化に努めます。
- 障がいのある人が障がいサービスと介護保険制度を適切に利用できるよう、介護保険制度との連携を強化します。

## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護

#### 【サービス見込み量の考え方】

- 生活介護については、これまでの動向や第6期実績をもとに 35実人/月で算定し、令和8年度に1実人/月の増加を見込みます。また、利用延日数については、これまでの実績を踏まえ、19延人日/月程度で推移すると見込み算定します。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	延人日/月	674	685	680	680	680	700
	実人/月	32	32	34	35	35	36

※令和5年度は見込み値となっています。

#### 【見込み量確保のための方策】

- 予想される利用量の増加に対応するためサービスを必要とする人の把握に努め、サービス利用を希望した場合に速やかに提供できるよう、サービス提供事業所と連携を図ります。
- 障がい特性やライフステージに応じた適切な日中活動の場を確保するため、障がい福祉サービス事業所の拡充や新規参入を促進します。
- 必要とされるサービス量とその質を確保するため、人材の育成や確保に努めます。

### ②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

#### 【サービス見込み量の考え方】

- 自立訓練（機能訓練）については、利用実績がなく今後も利用が見込まれないため、0実人/月で算定します。
- 自立訓練（生活訓練）については、長期間継続して利用するサービスではないため、令和5年度実績の1実人/月、利用日数については20延人日/月の利用を見込みます。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（機能訓練）	延人日/月	0	0	0	0	0	0
	実人/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	延人日/月	0	0	20	20	20	20
	実人/月	0	0	1	1	1	1

※令和5年度は見込み値となっています。

【見込み量確保のための方策】

- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）のサービス提供体制の確保に努めます。
- サービスを必要とする人の把握に努め、サービス利用を希望した場合に速やかに提供できるよう、サービス提供事業所と連携を図ります。
- 必要な自立訓練（機能訓練・生活訓練）を受けることにより入所施設等から地域での生活に移行ができるよう支援体制の強化に努めます。

③就労選択支援

【サービス見込み量の考え方】

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者を対象に就労ニーズや能力等の変化に応じた適切な就労選択ができるよう令和7年10月より就労選択支援が創設されます。利用者については、就労アセスメント対象者が原則対象となることも踏まえ、徐々に増加すると見込んでいます。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	実人/月	—	—	—	—	3	5

【見込み量確保のための方策】

- 就労選択支援の周知・啓発に努めます。
- 障がい者にとってよりよい就労先が選択できるよう関係機関（公共職業安定所等）との連携に努めます。

④就労移行支援

【サービス見込み量の考え方】

- 令和5年度には1実人/月の利用がありました。福祉施設からの一般就労への移行促進を成果目標に掲げ取り組むことから、今後も増加することが見込まれるため、第7期では各年度2実人/月の利用を見込みます。また、利用日数については、30延人日/月の利用を見込みます。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	延人日/月	59	58	15	30	30	30
	実人/月	3	4	1	2	2	2

※令和5年度は見込み値となっています。

【見込み量確保のための方策】

- サービス提供事業所のサービス必要量が確保されるよう就労移行支援事業所の確保に努めるとともに、関係機関等と連携し、当該サービスへの新規参入を促します。
- 現在、就労移行支援事業所は本町になく、他市町村の事業所へ通所可能な方のみの利用となっているため、今後は本町への就労移行支援事業所の参入を促します。
- 障がいのある人の一般就労に向けて、特別支援学校、障がい者相談支援事業所やハローワーク、障がい者就業・生活支援センターをはじめとする就労支援に携わる機関と、障がい福祉サービス事業者等との情報交換や連携を図りながら、サービス利用を促進します。

#### ⑤就労継続支援（A型・B型）

##### 【サービス見込み量の考え方】

- 就労継続支援A型（雇用型）については、これまでの動向や第6期実績をもとに、令和7年度までは5実人/月と見込み、令和8年度は1実人/月の増加を見込み算定します。また、利用日数については、各年度20延人日/月を見込み算定します。
- 就労継続支援B型（非雇用型）については、これまでの動向や知的障がいのある人及び精神障がいのある人の就労希望の増加に伴い、サービス利用者の増加が見込まれることを踏まえて、令和6年度に49実人/月を見込み、以降も毎年度1実人/月の増加を見込み算定します。また、利用日数については、各年度16延人日/月程度と見込み算定します。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（A型）	延人日/月	119	90	100	100	100	120
	実人/月	6	4	5	5	5	6
就労継続支援（B型）	延人日/月	666	788	785	785	800	815
	実人/月	42	47	49	49	50	51

※令和5年度は見込み値となっています。

##### 【見込み量確保のための方策】

- 利用者の増加に対応し、サービス必要量が確保されるよう就労継続支援事業所の確保に努めるとともに、関係機関等と連携し、当該サービスへの新規参入を促します。
- 村田町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針を毎年度定め、調達目標の達成できるよう取り組み、障害者就労施設で就労する障がい者等の自立を促進します。

## ⑥就労定着支援

### 【サービス見込み量の考え方】

- 今後、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型を利用して一般就労する方が増加する見込みであることや、就労定着支援の積極的な利用を促進することにより利用が増加することが見込まれるため、令和7年度以降 1 実人/月の増加を見込み算定します。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	実人/月	2	2	1	1	2	3

※令和5年度は見込み値となっています。

### 【見込み量確保のための方策】

- 就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型のサービス提供事業所と連携し、サービスの利用状況と一般就労へ移行する方を把握し、積極的なサービスの利用につなげるとともに、必要な提供基盤の確保に努めます。
- 就労定着支援の利用の増加に伴い当該サービス提供事業所の新規参入を促進します。

## ⑦療養介護

### 【サービス見込み量の考え方】

- これまでの動向及び第6期実績に基づき、令和7年度までは 4 実人/月を見込み、令和8年度は 1 実人/月の増加を見込み算定します。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	実人/月	3	3	4	4	4	5

※令和5年度は見込み値となっています。

### 【見込み量確保のための方策】

- サービスを必要とする人の把握に努め、サービス利用を希望した場合に速やかに提供できるよう、今後も事業者にも適切な指導や運営面での支援を行い、サービスの充実に努めます。



⑧短期入所

【サービス見込み量の考え方】

- これまでの動向及び第6期実績に基づき、令和7年度までは4実人/月を見込み、施設入所からの地域生活への移行に伴い令和8年度は2実人/月の増加を見込み算定します。また、利用日数については、今後増加が見込まれることを踏まえて、6延人日/月程度で算定します。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	延人日/月	3	15	14	24	25	40
	実人/月	1	6	4	4	4	6

※令和5年度は見込み値となっています。

【見込み量確保のための方策】

- 今後も受け入れ施設の確保及び緊急時における受け入れ体制の充実に努め、適切なサービス提供を図ります。
- 送迎可能な事業所が少ないため、当該サービスの新規参入を促します。

### (3) 居住系サービス

#### ①自立生活支援

##### 【サービス見込み量の考え方】

- ・病院等からの退院に伴い、単身等で生活する障がい者が今後利用すると見込んで算定します。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み値となっています。

##### 【見込み量確保のための方策】

- ・現在、障がい者支援施設やグループホーム等を利用している方や宿泊型自立訓練を利用している方のニーズを把握し、適切なサービス利用につなげるとともに、提供基盤を確保します。
- ・積極的に活用ができるようサービスの啓発に努めます。

#### ②共同生活援助（グループホーム）

##### 【サービス見込み量の考え方】

- ・第6期実績の利用者数は14人から15人と横ばいになっています。今後、施設からの地域移行による増加が見込まれるため、令和6年度は15実人/月を見込み、徐々に増加すると見込んでいます。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	実人/月	14	14	15	15	16	18

※令和5年度は見込み値となっています。

##### 【見込み量確保のための方策】

- ・今後もサービス需要の増加が見込まれることから、施設入所者等の地域生活への移行目標が達成されるよう、社会福祉法人などのグループホームの新規開設を促し、必要なサービス提供体制の確保を図ります。
- ・日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の圏域内での新規参入を促します。

### ③施設入所支援

#### 【サービス見込み量の考え方】

- 令和5年度の利用者数は21実人/月で、令和3年度からほぼ横ばいで推移しています。今後施設入所からの地域生活への移行を促進するため、徐々に減少し、令和8年度に16実人/月とし各年度の算定をします。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	実人/月	21	20	21	19	17	16

※令和5年度は見込み値となっています。

#### 【見込み量確保のための方策】

- 入所者の地域生活への移行目標が達成されるよう、施設入所支援の適切な利用を促すとともに、今後も事業者に適切な指導や運営面での支援を行い、サービスの充実に努めます。
- 地域移行支援、地域定着支援等必要なサービスが提供されるよう情報提供を行っていきます。

#### (4) 指定地域相談支援サービス

##### 【サービス見込み量の考え方】

- 計画相談支援については、病院等を退院した方や新規の利用者の増加を見込み算定しました。
- 地域移行支援・地域定着支援については、入所施設からの地域への移行に伴い利用者が緩やかに増加する見込みです。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実人/月	19	31	35	36	37	38
地域移行支援	実人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	実人/月	3	2	3	3	4	5

※令和5年度は見込み値となっています。

##### 【見込み量確保のための方策】

- 計画相談支援については、利用者のニーズにあったサービス等の利用計画が作成されるよう、相談支援の質を確保するため、相談員に対する研修参加等を促進するとともに、基幹相談支援センターとも連携しながら、相談支援事業の安定した事業運営を図ります。
- 地域移行支援及び地域定着支援については、県が指定する指定一般相談支援事業所と連携を図り、地域生活を継続できる体制を整備します。
- 地域移行支援及び地域定着支援が積極的に活用できるよう周知・啓発に努めます。
- サービスの質の向上を図るため、相談支援事業所及び各事業所との連携を強化し、地域の課題把握やその改善施策の検討を行います。

### 3 地域生活支援事業

#### (1) 相談支援事業

##### 【サービス見込み量の考え方】

- これまでの動向及び第6期実績に基づき算定します。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等 機能強化事業 基幹相談支援センター 障がい者虐待防止センター	箇所	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	箇所	0	0	0	1	1	1
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込み値となっています。

##### 【見込み量確保のための方策】

- それぞれの障がいの特性に応じた相談支援事業が実施できるよう、各相談支援事業者と連携し、相談体制を充実させます。また、仙南圏域にて共同で設置している「仙南地域自立支援協議会」の機能強化を図るほか、運営を活性化させ、地域の実情等を踏まえた相談支援の強化を図ります。

#### (2) 成年後見制度利用支援事業

##### 【サービス見込み量の考え方】

- 第6期計画値を継続して、令和6年度以降も毎年1人/年の利用を見込みます。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み値となっています。

##### 【見込み量確保のための方策】

- 成年後見制度利用支援事業を必要とする障がいのある人の把握に努め、地域包括支援センターと連携を図りながら実施します。
- 成年後見制度の周知・啓発を行い、利用促進を図っていきます。

### (3) 意思疎通支援事業

#### 【サービス見込み量の考え方】

- 第6期実績に基づき見込み量を算定します。また、要約筆記者派遣事業については第5期に引き続き、実績がありませんので1延人/年の利用を見込みます。

サービス名 意思疎通支援事業	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	延人/年	25	38	26	30	30	30
要約筆記者派遣事業	延人/年	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み値となっています。

#### 【見込み量確保のための方策】

- 手話通訳者、要約筆記者派遣事業においては、対象者に事業の周知を行うとともに、一般社団法人宮城県聴覚障害者協会への委託により、派遣事業を行います。
- 視覚・聴覚及び音声・言語機能障がいのある人の外出や社会参加を支援するため、手話通訳者・要約筆記者等及び盲ろう者向け通訳・介助員の派遣の充実に努めます。
- 災害時等にも対応できる支援体制の検討を行います。
- 重度の心身の障がいのある人の入院時など、さまざまな状況でコミュニケーションが難しい方の支援体制の充実に努めます。
- 利用者及び通訳士等が安心して利用できる派遣事業が出来るよう、県との連携を強化していきます。

### (4) 手話奉仕員養成研修事業

#### 【サービス見込み量の考え方】

- 障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、必要な手話表現技術を身に付けるための研修を実施します。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度から令和4年度まで中止

#### 【見込み量確保のための方策】

- 関係機関、近隣自治体と連携を図りながら養成講座・研修を実施します。
- 研修会の周知・啓発を図り、研修会への参加を促進させます。

## (5) 日常生活用具給付事業

### 【サービス見込み量の考え方】

- これまでの動向及び第6期実績に基づき見込み量を算定します。

サービス名 日常生活用具給付事業	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件数/年	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件数/年	0	0	3	2	2	2
在宅療養支援用具	件数/年	0	1	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件数/年	14	14	1	2	2	2
排泄管理支援用具	件数/年	329	320	317	320	320	320
居宅生活活動補助用具 (住宅改修)	件数/年	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み値となっています。

### 【見込み量確保のための方策】

- 用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行うなど、事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。
- 難病患者等についても日常生活用具給付事業の支給対象となっていることを踏まえ、日常生活用具等の給付を必要とする人に対して、日常生活用具に関する情報の周知を図り、障がいの特性に合った給付を行います。

## (6) 移動支援事業

### 【サービス見込み量の考え方】

- これまでの動向及び第6期実績に基づき見込み量を算定します。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
	人/年	33	30	39	30	30	30

※令和5年度は見込み値となっています。

### 【見込み量確保のための方策】

- 障がいのある人の外出支援として不可欠な事業であるため、移動支援を必要としている方に情報が行き届くように周知に努めます。
- 障がいのある人のライフステージに応じた利用ニーズを把握し、利用促進が図れるようサービスの充実に努めます。

## (7) 地域活動支援センター

### 【サービス見込み量の考え方】

- これまでの実績はありませんが、第6期の計画値を引き継ぎます。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	箇所	0	0	0	1	1	1
	延人/年	0	0	0	120	120	120

※令和5年度は見込み値となっています。

### 【見込み量確保のための方策】

- 地域活動支援センターは、障がいのある人の創作的活動や生産活動の場、日中の生活の場、あるいは社会復帰の拠点としての機能を有していることから、事業実施に向け、福祉施設や関係機関と連携し実施体制の確保に努めます。また、地域活動支援センターでは専門的な相談が行えるよう相談支援体制の確保に努めます。

## (8) 理解促進研修・啓発事業

- 障がいのある人が日常生活及び社会生活の際に生じる「社会的障壁」を除くため、地域の住民が障がいへの理解を深められるよう、研修や啓発事業を実施します。

### 【今後の方策】

- 町内の障がい者団体や障がい福祉サービス事業所と連携し、事業内容の充実を図ります。また、より多くの人たちが交流に参加してもらえるよう、周知方法等を検討します。
- 障がいの有無に関わらず交流する機会を設け、相互理解の促進に努めます。

## (9) 自発的活動支援事業

- 障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動に対し、当事者団体の主体性を尊重し、活動場所や情報提供などを支援します。

### 【今後の方策】

- 障がいのある人やその家族等が行う自発的活動に対して、情報提供などの支援ができるよう検討します。



## (10) その他任意事業

### ①訪問入浴サービス事業

#### 【サービス見込み量の考え方】

- これまでの動向及び第6期実績に基づき、引き続き目標値を継続します。
- 利用量については、毎年1人/年の利用で50回/人年で算定します。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	箇所	0	0	0	1	1	1
	人/年	0	0	0	1	1	1
	延回/年	0	0	0	50	50	50

※令和5年度は見込み値となっています。

#### 【見込み量確保のための方策】

- 身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問により入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
- サービス提供事業者の安定した供給が確保されるよう支援します。
- サービスの周知を図り、必要な情報が必要な人に行き届くように努めます。

### ②日中一時支援事業

#### 【サービス見込み量の考え方】

- これまでの動向及び第6期実績に基づき見込み量を算定します。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	延人/年	79	129	139	140	140	140
	延回/年	157	499	594	600	600	600

※令和5年度は見込み値となっています。

#### 【見込み量確保のための方策】

- サービス提供事業者の安定した供給が確保されるよう支援します。
- 障がいのある人の日中の活動場及び障がいのある人を介助する人の負担軽減を目的としてサービスの周知を図ります。
- 事業所等の開設状況に関して利用者に情報が伝わらないことがないように情報提供を行います。

③自動車運転免許取得費用助成事業・自動車改造費用助成事業

【サービス見込み量の考え方】

- これまでの動向及び第6期実績に基づき、引き続き目標値を継続します。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費用助成事業	件数/年	1	0	2	1	1	1
自動車改造費用助成事業	件数/年	1	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み値となっています。

【見込み量確保のための方策】

- 事業の周知を図り、利用を促進します。

④地域生活支援拠点事業

【サービス見込み量の考え方】

- 令和2年度に多面的+面的類型にて仙南圏域に設置しています。地域生活支援拠点事業については、今回の改正により①障害の特性に起因して生じる緊急の事態、②地域生活障がい者等の介護を行う者等の障害、疾病等のため、当該地域生活障がい者等に対する支援が見込めない緊急の事態その他の地域生活障がい者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことを困難にする緊急に事態に備えることとされておりますが、緊急時の短期入所の受け入れ等の整備は整っています。

サービス名	単位	第6期実績値			第7期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点事業	箇所	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込み値となっています。

【見込み量確保のための方策】

- 緊急時等に早急に相談・利用ができるよう事業の周知を図り、利用を促進します。

## 第5章 第3期障がい児福祉計画

## 1 障がい児福祉計画の成果目標

障がい児サービス等の提供体制の確保に関して、令和8年度を目標年度とする成果目標を設定します。

### (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することとされています。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、仙南圏域での設置であっても差し支えないとされています。

また、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら令和8年度末までに全ての市町村で障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することとなっています。

#### <成果目標>

項目	成果目標	説明
児童発達支援センターの設置	1箇所	令和8年度末までに圏域内に設置する
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	設置	令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

#### 【今後の方向性】

- ・協議会と連携し、圏域内に児童発達支援センターの設置及び取り組み体制について検討します。
- ・保育所等訪問支援事業所が圏域に設置されていないため、利用者が積極的に利用できるために圏域内で設置ができるよう圏域内で検討するよう努めます。また、活用を促し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。
- ・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）のための理解を増進するため職員の研修等への積極的な参加に努めます。

## (2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、国の基本指針においても令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することとされています。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、仙南圏域での設置であっても差し支えないとされています。

### <成果目標>

項目	成果目標	説明
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1箇所	令和8年度末までに圏域内に設置する事業所数
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1箇所	令和8年度末までに圏域内に設置する事業所数

### 【今後の方向性】

- ・近隣自治体と連携し、圏域にて設置できるよう協議を進めていきます。

## (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

医療的ケアの必要な障がい児（以下、「医療的ケア児」という。）が適切な支援を受けられるよう、令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置を基本としています。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置することも可能としています。協議の場については、令和元年度中に仙南圏域にて設置されており、コーディネーターについても配置済みとなったため、配置人数について目標を設定します。

### <成果目標>

項目	成果目標	説明
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	2名	令和6年度から令和8年度の各年度における圏域における配置人数

### 【今後の方向性】

- ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置が完了し、今後より充実を図るため配置人数を増やすよう努めます。

## 2 障がい児支援

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関との連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供できる体制の構築を図ります。

さらに、インクルーシブ教育の実現に向けて、障がい児支援の積極的な利用を促すとともに、障がい児支援の利用により、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が地域の保育、教育等の場で共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

### （１）障がい児通所支援

#### ①児童発達支援

##### 【サービス見込み量の考え方】

- これまでの動向及び第2期実績に基づき、利用者数については緩やかに増加することが想定されるため、令和8年度に1実人/月の増加を見込みます。利用日数については、令和4年度は54延人日/月、令和5年度は70延人日/月となっており、1人当たり14延人日/月で算定します。

サービス名	単位	第2期実績値			第3期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	延人日/月	19	54	70	70	70	84
	実人/月	2	5	5	5	5	6

※令和5年度は見込み値となっています。

##### 【見込み量確保のための方策】

- 障がいを早期発見するための体制を整え、必要な支援ができるように努めます。
- サービス提供事業者が安定した運営ができるよう支援を行うとともに、利用者のニーズに対応できるよう、近隣のサービス提供事業所とも連携を図ります。
- 療育で悩んでいる障がい児の親等へ情報が行き届くように努めます。
- 早期療育を図るため、児童発達支援事業所の拡充や新規参入を促進します。

②医療型児童発達支援

【サービス見込み量の考え方】

- ・利用実績がなく、今後も利用見込みがないため、0実人/月で算定します。

サービス名	単位	第2期実績値			第3期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型児童発達支援	延人日/月	0	0	0	0	0	0
	実人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み値となっています。

【見込み量確保のための方策】

- ・サービスを必要とする人の把握に努め、利用の希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう、情報の収集・提供を行います。

③放課後等デイサービス

【サービス見込み量の考え方】

- ・これまでの動向及び第2期実績に基づき、利用者数については緩やかに増加することが想定されるため、令和8年度に1実人/月の増加を見込みます。利用日数については、今後は増加が見込まれるため、令和8年度に13延人日/人の増加で算定します。

サービス名	単位	第2期実績値			第3期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	延人日/月	191	172	130	130	130	143
	実人/月	10	9	10	10	10	11

※令和5年度は見込み値となっています。

【見込み量確保のための方策】

- ・サービス提供事業者が安定した運営ができるよう、引き続き支援を行うとともに、利用者のニーズに対応できるよう、近隣のサービス提供事業所とも連携を図っていきます。
- ・事業所や教育等の関係機関が情報を共有できるネットワークづくりに努めます。
- ・就学児の居場所を確保するため、放課後等デイサービス事業所の拡充や新規参入を促進します。

④保育所等訪問支援

【サービス見込み量の考え方】

- これまでの実績がないことから、令和8年度のみ1延人日/月、1実人/月で算定します。

サービス名	単位	第2期実績値			第3期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	延人日/月	0	0	0	0	0	1
	実人/月	0	0	0	0	0	1

※令和5年度は見込み値となっています。

【見込み量確保のための方策】

- サービスを必要とする人の把握に努め、利用の希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう、情報の収集・提供を行います。
- 近隣自治体と連携し、サービスを提供できる事業所の圏域における新規参入を促します。

⑤居宅訪問型児童発達支援

【サービス見込み量の考え方】

- 第2期計画の実績が0実人/月であり、今後も利用が見込めないため、0人/月で算定します。

サービス名	単位	第2期実績値			第3期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	延人日/月	0	0	0	0	0	0
	実人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み値となっています。

【見込み量確保のための方策】

- サービスを必要とする人の把握に努め、適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、仙南圏域内の関係団体等との広域的な調整により、新規参入を含めサービス基盤の確保を図ります。
- サービスの内容等の情報が必要な方に行き届くよう努めます。



## (2) 障がい児相談支援

### ①障がい児相談支援

#### 【サービス見込み量の考え方】

- これまでの動向及び第2期実績に基づき見込み量を算定します。

サービス名	単位	第2期実績値			第3期目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	実人/月	3	4	3	3	3	4

※令和5年度は見込み値となっています。

#### 【見込み量確保のための方策】

- 利用者のニーズ・成長にあった障がい児支援利用計画が作成されるよう、相談支援の質を確保するため、相談員に対する研修への参加等を促進するとともに、基幹相談支援センターと連携しながら、相談支援体制の確保に努めます。

## 第6章 計画の推進体制

## 1 町民参加の促進

障がいの有無にかかわらず、地域で共に生き、共に生活していくためには、町民が本計画の理念を主体的に理解し、積極的に参画することが求められます。そのために、障がいのある人への理解を深めるための啓発活動を充実するとともに、広報紙やホームページをはじめ、多様な媒体を活用して本計画の周知を図ることが必要です。

## 2 関係機関との連携の向上

障がいのある人の地域での生活をより充実したものとするには、町の関係部署の連携に加え、国や県の関係機関、民間事業所、障がい者団体やボランティア団体等との連携が重要となります。そのため、積極的な意見の交換や情報の共有を図るなど、協働の取り組みを進め、連携の向上に努めます。

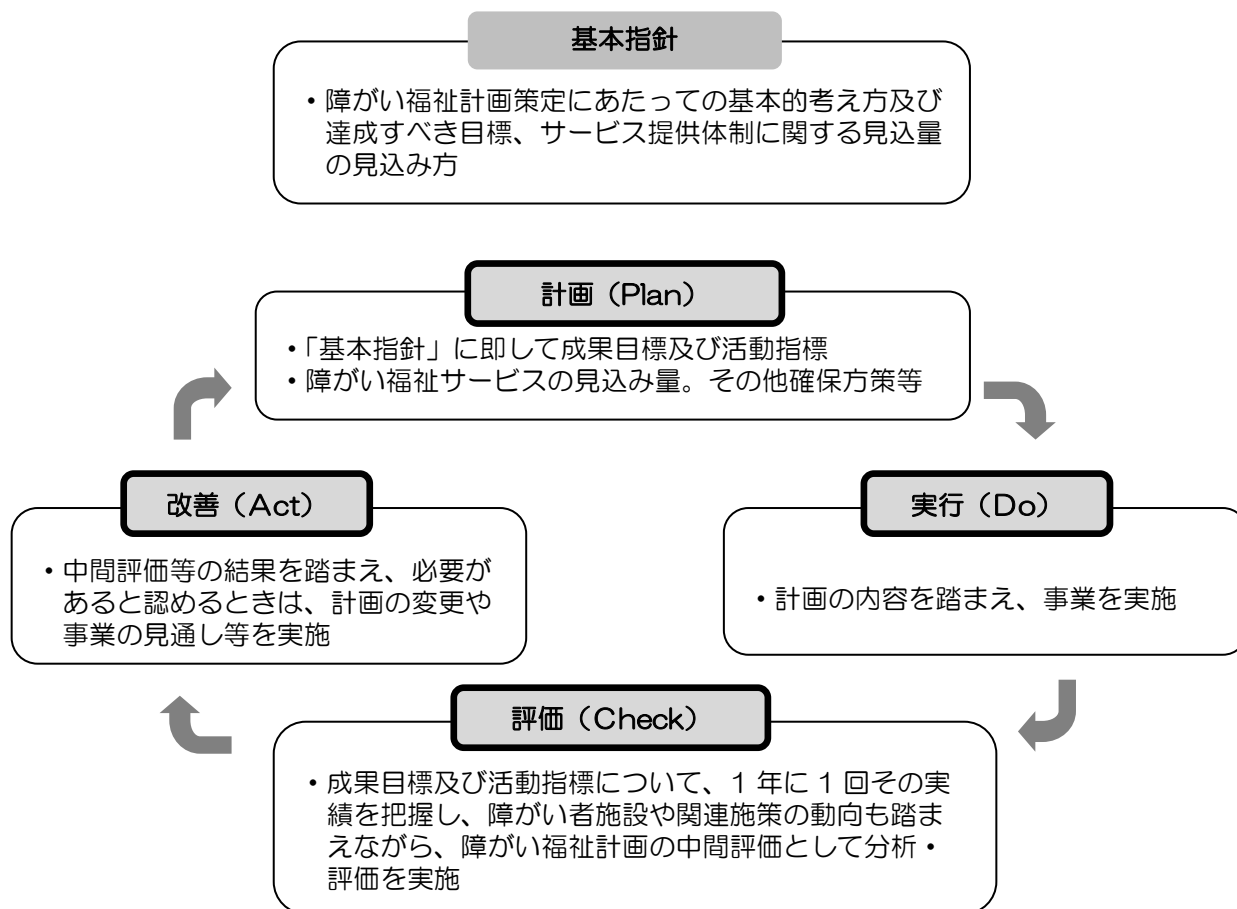
## 3 庁内の推進体制

本計画は、すべての町民が健康でいきがいを持って暮らせるまちづくりを目指すためのものです。計画に基づく施策の内容は、福祉・保健・医療・教育・就労・まちづくりなどの幅広い分野にわたるものであることから、障がいのある人やその家族のニーズに応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、庁内関係各課が連携し、総合的に取り組んでいきます。

## 4 計画の進捗管理

本計画は、庁内関係各課や町民、関係団体による評価、意見を踏まえ、国の社会保障制度改革の動向も見極めながら、仙南地域自立支援協議会において推進体制の整備と計画の周知及びPDCAサイクルに基づいた進捗管理、評価、改善を行っていきます。

また、PDCAサイクルに沿って本計画において設定した目標数値を各年度で確認し、評価・検討した上で、施策や指標の見直し・精査などに活かします。目標に達成しない場合は、その課題などについても検討し、対応を図ります。



【あ行】

アクセシブル アクセシビリティ	近寄りやすいさま。利用しやすいさま。 身体の状態や能力の違いによらず、様々な人が同じように利用できる状態のこと。
インクルーシブ教育体制	人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

【か行】

学習障がい（LD）	Learning Disabilities（LD）。全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する、または、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもの。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある人の相談支援に関する業務をワンストップで総合的に行う機関。相談支援、情報提供、助言のほか、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関への連携の支援を行う。
強度行動障がい	自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
グループホーム	病気や障がいなどで生活に困難を抱えた人達が、専門スタッフ等の援助を受けながら、小人数、一般の住宅で生活する社会的介護の形態のこと。ここでは、地域社会に溶け込むように生活することが理想とされる。
公共職業安定所 （ハローワーク）	職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務等を行う。
合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきもの。

【さ行】

社会的障壁	障がい者が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行。
手話奉仕員	手話奉仕員養成事業において、奉仕員として登録されている人。聴覚・言語機能障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術などを習得することを目標に養成されている。
障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。昭和 45 年制定の心身障害者対策基本法を改正して平成 5 年に成立、平成 16 年に大幅改正。障がいのある人に対する障がいを理由とした差別、その他権利利益を侵害する行為をしてはならないと定める。また、国や地方自治体に障がい者のための施策に関する基本計画の策定を義務づけている。平成 23 年の改正により、障がい者の定義を拡大、合理的配慮の概念を導入。
障がい者虐待防止センター	障がい者本人や養護者、周囲の人からの障がい者虐待に関する疑問や悩みなど、さまざまな相談を受け付ける。また、家庭や職場、障がい者福祉施設などのさまざまな場で、障がい者虐待を発見した人からの通報や、虐待を受けている障がい者本人からの届出を電話や窓口などで受け

	付ける障がい者に対する虐待の防止や対応の窓口。
障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。障害者基本法の基本理念に沿って、障がい者を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけている。
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障がい者等の自立の促進に資するため、障がい者施設等からの物品等の調達の推進を図るために必要な事項を定めたもの。
障害者自立支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）の旧法律名である。障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の通称。地域社会における共生の実現に向けた障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を平成24年に改正したもの。自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障がい福祉計画の作成、費用の負担等について定めている。
自立支援医療	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度。従来の更生医療、育成医療及び精神障がい者通院医療費公費負担について、障害者自立支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められたもの。
身体障害者手帳	身体に障がいのある人が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付される手帳。等級は1級から6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、肝臓、免疫機能）等に分けられる。
精神障害者保健福祉手帳	精神障がいのある人が各種の支援を受けやすくすることを目的として、交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級に区分されている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。
成年後見制度	判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。

#### 【た行】

地域自立支援協議会	障がい者が地域において自立した生活を営めるよう、地域の相談支援体制の現状や課題、あり方等を検討する協議の場。
注意欠陥多動性障がい（ADHD）	Attention Deficit/Hyperactivity Disorder（ADHD）。多動性（教室などで座っていられず席を離れたり、走り回ったり高いところへ上がったたりする）、不注意（注意を持続することが困難）、衝動性（順番を待つことが困難、会話など他人の邪魔をする）を症状の特徴とする発達障がい。
特別支援学校	障がいのある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。従来の盲学校・聾学校・養護学校を一本化し、障

	がい種別を超えた学校として創設。平成 19 年 4 月施行。
--	--------------------------------

【な行】

ネットワーク	本来は網目状の構造とそれを上手に活用するための機能を意味するが、ここでは、人間関係や複数の機関のつながりや連携の意味で用いられている。
ノーマライゼーション	障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会のこと。

【は行】

バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
PDCAサイクル	事業活動における行動計画や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善することをいう。
放課後等デイサービス	障がいのある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えたサービス。
ボランティア	ボランティア活動に携わる人のこと。一般的に、自主的に無償で社会活動などに参加し、奉仕活動をする人を指す。

【や行】

要約筆記	聴覚障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは、書く（入力する）スピードより数倍速くすべて文字化できないため、話の内容を要約して筆記する。
------	--

【ら行】

ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。
療育	障がいのある子どもの障がいを軽減し、自立して生活するために必要となる能力が得られるよう、治療・訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導をあわせて行うこと。
療育手帳	児童相談所または知的障がい者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人や知的障がいのある子どもに対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が最重度・重度、B判定が中度・軽度となっている。

---

村田町

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

---

編集：村田町健康福祉課

〒989-1392 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6

TEL (0224) 83-6402 FAX (0224) 83-2952

---